

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	63 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	35 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は昭和45年3月に結婚した当時、前夫が国民年金保険料を定期的に納付していたことを知り、私も将来のことを考え、46年春ごろにA市役所に行き、国民年金の加入手続を行ったと思う。加入後の保険料は、私が夫婦二人分の保険料を、市役所及び金融機関で定期的に納付していたと思う。

申立期間について、納付した時期は定かではないが、当時、社会保険事務所（当時）から納付書の送付があり、金融機関で保険料約5,000円をまとめて納付したと思う。前夫の昭和46年1月から同年3月までの未納保険料について、私は、前夫の分を過年度納付した記憶がなく、私の国民年金加入前のことであり、当時、前夫が自分の分を納付していた期間であることから、納付済みだと思っていた。

申立期間について、私は、納付書を使用して、過年度納付したのは間違いないと思っているので、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和53年11月から54年7月までの期間及び55年11月から61年3月までの期間は任意加入し、住所変更手続及び第3号被保険者との種別変更手続も適切に行っていることから、年金に対する意識が高いものと考えられる。

また、申立人及びその前夫に係るA市の被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、定期的に保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人は申立期間以外に未納が無い上、納付済期間は現年度納付及び前納であることが確認できることから、申立人の主張する過年度納付の記憶は、当該期間の分しか考えられないこと、申立人の記憶している過年度保険料の納付金額(約 5,000 円)は、納付に必要な金額とおおむね一致していること、及び上記の事情を踏まえると、申立人の陳述は信ぴょう性が高いものと認められ、年金に対する意識が高い申立人が、申立期間の保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月

私は、平成8年4月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料は、アルバイト代及び預金で納付してきた。

平成8年8月下旬に、同年9月からB県に本社がある会社に就職することが決まったので、所持している国民年金手帳と厚生年金保険手帳の取扱いについて問い合わせるため、母と一緒に市役所の「国民年金の窓口」に行き、その時に申立期間の国民年金保険料を送られていた納付書を使って同窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の1か月の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成8年4月20日に国民年金被保険者資格を取得し、その後、新たに厚生年金保険の資格を取得した同年9月1日に国民年金の資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、国民年金保険料の納付が可能であったことが分かる。

また、申立人の国民年金保険料の納付に関するオンライン記録を見ると、申立人は、国民年金に加入後、申立期間の1か月を除き、加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、国民年金の加入手続後に住所変更はなく、当時の生活状況にも特段の変化は認められない上、一緒に市役所に行ったとする母親の国民年金保険料の納付に関する当時の状況についての詳しい陳述からも、申立人は、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年4月まで

私は、会社を退職する際、今後は自分で国民年金保険料を納付するようと言われていたので、時期は記憶にないが、夫又はその父が国民年金の加入手続きを行い、その後、保険料の納付のためにA市の施設に行ったことがある。私は、何ごとも支払期限を待たずにまとめて支払う性格で、請求があつたらまとめて支払っているはずなので、平成5年1月から同年10月までの10か月のうち一部（6か月）の支払を済ませているにもかかわらず、申立期間の記録がないのはおかしいと思う。

確かに申立期間の国民年金保険料を納付しているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄に押印されている受付日及びこの受付日に関するA市の担当者の回答から、申立人は平成7年1月6日に国民年金の加入手続きを行ったことが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった。

また、A市役所では、「当時は、加入手続き時に納付可能な未納の期間があれば、さかのぼって納付できることを伝え、本人が希望すれば過年度保険料の納付書を発行していたと思われる。」としている上、B年金事務所では、「過年度保険料は勸奨時点の金額をまとめた納付書を発行し、被保険者から分割等の申出がない限り分割等の納付書を発行することはない。」としていることから、申立期間を含めた納付書が発行されていたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の平成5年5月から同年10月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人が、

加入時点において未納となっている期間の解消を図る意思を有していたものと考えられる上、申立人は「請求があったらまとめて支払っているはず。」と陳述していること、及び上記の事情を踏まえると、4か月間と短期間である申立期間の保険料を過年度納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から同年4月まで
② 昭和49年12月から50年7月まで
③ 昭和51年4月から同年7月まで
④ 昭和52年2月から54年3月まで

私は、昭和54年10月ごろ、父親から、国民年金の未納保険料をさかのぼって納付することができる制度として特例納付のことを聞き、父母もその制度を利用して国民年金保険料の納付を行っていたことから、自分もきちんと納付するように言われたので、その後、A市役所の窓口で過去の未納保険料を一括で納付した。

一括納付した国民年金保険料について正確な納付時期こそ定かではないものの、当時所持していた現金から納付したので、大体10数万円程度のまとまった金額だったと記憶しており、これにより、私の未納期間は無くなったはずである。ところが、申立期間の保険料が未納とされており納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和54年10月ごろに特例納付制度を知ったあと、しばらく後に特例納付を行ったとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿からは、申立人に係る国民年金の加入手続日が同年10月である記載が確認できることから、申立人が加入手続を行った時点は、特例納付実施期間中であったと言える。

また、上記A市の名簿及び申立人が所持する年金手帳の資格記録欄からは、申立期間のうち、昭和52年3月1日以降の期間が、加入手続当初から強制加入期間と認識されていたことが確認できる。

さらに、申立人が特例納付制度について教えられたとする申立人の両親の資格記録及び保険料納付記録を見ると、オンライン記録からは、二人共昭和 36 年 4 月に資格を取得すると同時に、国民年金保険料の納付が開始されている状況が確認できる一方で、それぞれに係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、いずれも 49 年中に各自の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できるため、特殊台帳等で明確に確認することはできないものの、申立人の両親については第 2 回特例納付を利用して保険料の納付を行ったものと推認でき、両親も特例納付を行っていたとする申立内容と一致する。

加えて、申立人は、申立期間に係る特例納付保険料を A 市役所窓口にて納付したとしているが、これについて市は、通常の場合、特例納付及び過年度保険料を市窓口で直接領収することはないとしながらも、特に第 3 回特例納付期間中においては社会保険事務所（当時）と国民年金保険料の収納について協力体制をとっていたことから、その一環として、市窓口で国庫金納付書を発行していたとともに、市庁舎窓口に社会保険事務所の職員が出張し、その場で特例納付及び過年度納付保険料の領収を行ったこともあった上、市庁舎内の金融機関窓口が営業時間外の場合には、便宜上市職員が被保険者から過年度保険料等を預かって翌日金融機関に納付していたこともあったとしており、これらの状況を踏まえると、申立期間のうち、市に強制加入期間と認識されていた昭和 52 年 3 月以降の期間については、申立人が第 3 回特例納付実施期間中に、市の納付勧奨に応じて特例納付と過年度納付を組み合わせ、可能な限りさかのぼって保険料の納付を行った可能性を否定できない。

なお、申立人の資格記録には、昭和 52 年 3 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得したのち、平成 12 年 2 月にオンライン記録上で得喪記録の追加・訂正処理が行われるまで、取得及び喪失届が提出された事跡が見当たらず、少なくとも申立人が厚生年金保険に加入した昭和 56 年 12 月以降の期間については、国民年金被保険者としては未納期間と認識され、申立人については特例納付の有無にかかわらず社会保険事務所で特殊台帳が作成及び保存されていてしかるべきところ、現在その存在は確認できず、適切な記録管理がなされていなかった可能性も否めない。

一方、申立期間のうち昭和 52 年 2 月以前の期間については、前述の市の名簿と年金手帳の資格記録欄の記載及び平成 12 年のオンライン記録の追加・訂正処理の事跡のいずれを見ても、加入手続以降に追加・訂正処理が行われるまでの間、未加入期間と認識されていた状況が確認でき、この場合、制度上、昭和 52 年 2 月以前の期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間に係る国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情は見当たらないほか、特に申立人が昭和 52 年 2 月以前の期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月

私は、昭和50年8月ごろに勤めていた会社が倒産したので、次の会社に勤めたが、その会社は厚生年金保険に加入していなかったため、自らの意思で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。その時の詳しい状況は忘れたが、私が所持する年金手帳には、被保険者となった日が同年10月1日と書かれており、その月から保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の1か月に後続する昭和50年11月から現在までの約35年間にわたる国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、当該手帳の「国民年金の記録(1)」及び国民年金に関して初めて被保険者となった日を記載する欄の2か所において、被保険者となった日が昭和50年10月1日と記載されている上、いずれにおいても記載日の下に、申立人の申立期間当時の住所地であるA市の押印が確認できることから、申立人は、この時点で国民年金被保険者としての資格を取得したと考えるのが自然である。

さらに、特殊台帳によると、申立人は、申立期間に後続する昭和50年11月以降は国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、新たな勤務先が厚生年金保険に未加入であったことから自らの意思で国民年金に加入した申立人が、同年10月から被保険者としての資格を取得したにもかかわらず、申立期間の1か月のみを残して同年11月から保険料を現年度納付するのは不自然であり、申立期間を含めて保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 1 月
② 平成 4 年 3 月

平成3年4月ごろ、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、年金手帳の交付も受けた。

申立期間の国民年金保険料は月額 9,000 円台ぐらいであったと記憶しているが、母親が私に代わって納付書により当時のB銀行で納めてくれた。その時の領収書は紛失してしまったが、この2か月が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、どの期間かは明確に記憶していないが、未納期間が生じないように保険料をさかのぼって納付したことが何度もあったとしているところ、オンライン記録によると、申立期間①及び②の前後の期間についてはいずれも保険料の納付済期間である上、申立期間①の直前の平成3年6月から同年12月までの期間及び申立期間②の直前の4年2月をいずれも1か月ずつ過年度納付していることが確認でき、申立人の母親が未納期間が生じないように保険料を納付したことがうかがえ、申立期間についても保険料が過年度納付されたとしても不自然ではない。

さらに、申立人の母親によると申立人の国民年金保険料は申立人の父親の収入を原資としていたとしているところ、申立期間前後において申立人の父親の仕事並びに申立人及びその両親の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①及び②のそれぞれ1か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 53 年 6 月まで
将来のことを考え、年金の重要性を認識していたので、私が国民年金の加入手続を行った。
申立期間の国民年金保険料は、私又は夫が A 市役所の窓口で納付した。
納付しなければならないものは期間内に、しかも、できる限り早く支払うこととしていたが、申立期間の国民年金保険料が 7 か月も未納とされているとは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市の窓口で、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 10 月 8 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、B 市及び A 市保存の国民年金被保険者名簿並びに特殊台帳等を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和 49 年 9 月 30 日に任意加入により取得されており、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料について、申立期間を除き、60 歳に至るまで完納している上、60 歳到達後も高齢任意加入するなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、当時、専業主婦であったため、申立期間の国民年金保険料の財源は夫の収入であり、生活環境に特別変化はなく、申立期間の保険料を納付することが困難な経済状況でなかったとしており、オンライン記録を見ると、当時、夫は厚生年金保険被保険者期間中であり、その標準報酬月額が 32 万円となっており、陳述内容には信ぴょう性が認められる。

加えて、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立人は、昭和 51 年 4 月に A 市への住所変更に伴う国民年金法上の住所変更手続も的確に行い、住所変更後で申立期間直前の同年 4 月から 52 年 11 月までの国民年金保険料を現年度納付していることから、納付意識の高い申立人が 7 か月と短期間である申立期間の保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで
③ 平成2年4月から4年12月まで
④ 平成6年4月から7年3月まで
⑤ 平成7年6月から13年3月まで
⑥ 平成17年7月から19年6月まで

国民年金の加入については、自分自身では行っていないのではっきりとは分からないが、母親が、A市B区役所で手続きを行ったはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、元妻が、免除申請手続きを行っていたはずである。

申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料については、元妻が、保険料を納付していたはずである。

申立期間①から⑤までの国民年金保険料については、きちょうめんな性格だった元妻にすべて任せていたのではっきりとは分からないが、保険料納付や免除申請手続きについては、夫婦二人分を一緒に行っていた時期もあるかもしれない。

離婚後の申立期間⑥については、平成17年6月ごろ、自分自身で1度免除申請手続きを行った。

申立期間①から⑥までの期間について、国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除申請手続きについて、元妻が、夫婦二人分を

一緒に行ったかもしれないとしているところ、オンライン記録を見ると、申立期間①のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間については、元妻も免除期間となっていることが確認できる。

また、申立期間①直後の昭和57年4月から58年3月までの期間については、A市C区保存の国民年金被保険者名簿に「57 申免」の記載が確認されたことにより、平成21年11月26日になって未納期間から免除期間へ記録訂正されており、当時の記録管理等が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、特殊台帳を見ても、この記録訂正が行われるまで未納期間であったと考えられる当該期間については、納付催告の事跡は確認できず、不自然であり、申立期間①のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間についても、何らかの事務的過誤により免除記録が喪失した可能性も否定できない。

一方、上記の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和55年度及び56年度については、国民年金保険料の納付事跡は確認できず、また、申立人は、結婚していた当時の申立期間の保険料については、元妻が納付していたとしているところ、申立期間①のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間及び申立期間②から⑤までのすべての期間について、申立人の元妻の保険料も未納となっており、これだけの複数回にわたり夫婦の納付記録管理等に事務的過誤があったとは考え難い。

また、申立人は、離婚後の申立期間⑥について、平成17年6月23日の免除申請手続の際に、更新する必要がある旨の説明がなかったために、その後の手続は行わなかったとしており、更新月である同年7月以降の継続免除の申請手続を行わなかったものであり、記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を免除又は納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付又は免除について関与しておらず、加入手続を行ったとしている母親は既に他界しており、また、保険料の納付等を担っていたとしている元妻から陳述を得ることはできず、申立期間の保険料納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの期間及び60年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から59年9月まで
② 昭和60年1月から61年3月まで

昭和57年3月に退職し、その後、時期は定かではないが、A市B区役所へ出向き、自分で国民年金の再加入手続を行った。

再加入手続後から結婚するまでの期間について、国民年金保険料をねん出することが困難になった場合は、姉からお金を借りて納付したこともあったが、B区役所の窓口で納付していた。また、結婚後はA市C区役所の窓口で定期的に納付していた。

いつも納付書の束の入った封筒ごと区役所へ持っていき、職員に必要な納付書を封筒から取ってもらい、現金を添えて納付し、その際に納付書の一部を切り取った半券の領収書を受け取っていた。

また、結婚当初の時期にC区役所で住所変更手続等を行い、保険料を納付したこと、妊娠中に自転車に乗って区役所に行ったこと、出産後は子供を乳母車に乗せて区役所に行ったことなどを詳細に記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市において、昭和53年8月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人が所持する年金手帳を見ると、厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う国民年金

被保険者資格の種別変更手続も的確に行っており、納付意識及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、結婚に伴い、昭和 59 年 4 月に A 市 B 区から同市 C 区へ転居した際、国民年金法上の住所変更手続を行うとともに、以後の国民年金保険料について、同区役所の窓口で現年度納付したとしている。

そこで、特殊台帳の住所変更欄を見ると、昭和 59 年 4 月 15 日付けで国民年金法上の住所変更手続がなされていることが確認でき、陳述と符合する。

加えて、申立人は、i) 転居当初で土地不案内のため、C 区役所の所在地が分からず、近所の人に教えてもらい、ようやく窓口に行ったこと、ii) その後は、納付書の束の入った封筒を持って、3 か月ごとに同区役所へ出向き、担当職員に該当する納付書を封筒から取り出してもらっていたこと、iii) 同区役所へ出向いた際の状況として、妊娠中には身体を気遣いながらも自転車に乗って行ったこと、及び昭和 60 年*月の出産後は、乳母車を押して行ったこともあったなど、結婚後の国民年金保険料の納付状況等について特に詳細に記憶している。

なお、申立人の知人も、申立人の結婚後の状況について、「申立人は、姉の助言を受け、結婚後及び子供が生まれた以後も国民年金保険料納付には熱心であった記憶があり、結婚後について 3 か月分だけしか納付記録が無いのは考えられない。」旨証言している。

これらのことから判断して、新婚生活を開始するに伴い、転居後直ちに国民年金法上の住所変更手続を行うなど、年金制度への関心が高かったと認められる申立人が、手続から半年後の 3 か月分のみ納付し、それ以外の現年度納付可能な期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立人は、独身当時の国民年金保険料については、当時居住していた B 区役所の窓口で、定期的に納付していたと陳述している。

しかし、申立人は、独身当時は経済的に苦しく、国民年金保険料についても、姉にお金を借り、納期限ぎりぎりになって納付していたとも陳述しているところ、特殊台帳を見ると、昭和 57 年度の摘要欄に「58 催」の押印があり、未納催告が行われたことが確認でき、現年度納付が困難な状況にあったと考えられ、また、58 年度の保険料については、C 区役所への転居当初の昭和 59 年 4 月時点では、同区役所窓口でさかのぼって納付することは可能であるものの、申立人は、保険料をまとめて納付したことはないとも陳述している。

また、上記のとおり、申立人は、B 区役所の窓口で、定期的に国民年金保険料を納付し、また、自身の資力では納付が困難となった場合においては、姉から借金をして納付していたと陳述しているものの、借入れの時期、金額及び頻度等に係る申立人の記憶は明確ではない。

さらに、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オ

ンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間のうち、昭和57年10月から59年3月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの期間及び60年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から53年3月まで

昭和54年2月(届出は、昭和54年3月)に結婚した際、国民年金に未加入であったので、義母がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたはずである。

義母は、私の夫の国民年金の加入手続も行い、納付可能な未納保険料を納付しており、私の分についても同様に納付可能な未納保険料を納付したと証言している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和54年6月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、52年1月から53年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料の納付を担っていた義母が、申立人の夫と同様に、納付可能な未納保険料をさかのぼって納付してくれたと申し立てているところ、夫のオンライン記録及び所持する領収証書を見ると、昭和52年7月21日に国民年金の加入手続を行い、50年8月から52年3月までの保険料を同年7月22日に過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

さらに、申立人の義母は、申立人及びその夫について、いずれも国民年金加入当初から付加保険料も合わせて納付しており、自身についても国民年金制度発足当初から任意加入するなど、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人の所持する領収証書を見ると、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料について、同年10月16日に過年度納付しており、また納期限が同年12月末日と押印されていることが確認できる。

この点について、日本年金機構等では、「通常、申立人所持の領収証書に係る納期限は、昭和55年7月末日となるべきであり、不自然である。一方、納期限が54年12月末日となるべき期間は、本来、52年1月分であることを勘案すると、加入時において、申立人所持の領収証書と一緒にその直前の期間である同年1月から53年3月までの納付書・領収証書が交付されるとともに、納期限については、いずれも同じゴム印が押されていた可能性を否定できない。」旨説明している。

これらのことから見て、納付意識の高い申立人の義母が、申立期間のうち、過年度納付が可能である昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和54年6月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、50年8月から51年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人が、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を過年度納付した同年10月16日は、第3回特例納付実施期間中に当たっており、申立期間のうち、50年8月から51年12月までの保険料を特例納付することは可能であるものの、申立人の義母は、特例納付制度については聞いたことがないと陳述しているほか、特殊台帳を見ても、特例納付勧奨の事跡は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和50年8月から51年12月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和50年8月から51年12月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年11月1日から33年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から33年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和21年3月に義務教育を終了後同社に入社し、約1年間B県内の同社本社で見習いをした後、父(故人)が責任者であった同社C支店で勤務したので、厚生年金保険の加入日は、父と同日の、同社が厚生年金保険の適用事業所となった26年3月1日だと信じきっていた。

申立期間当時は、A社本社の事務担当者が同社C支店に厚生年金保険料等の集金に来ていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚でA社の現在の代表取締役である申立人の弟及び別の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間のうち、遅くとも昭和24年ごろから同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の父は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年3月1日に被保険者資格を取得しており、申立人より2年後の25年又は26年に同社に入社したとする申立人の弟は、30年11月1日に資格を取得しているところ、申立人は、弟より後の33年9月1日に資格を取得したと記録されている。

さらに、申立期間当時の同僚であった申立人の弟は、自身と申立人は、兄弟で同じ勤務場所で同様の業務に従事していたと陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の資格取得時の標準報酬月額、同時期の申立人の弟の標準報酬月額を上回っている。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立人より後に入社した申立人の弟より厚生年金保険の資格の取得が遅れていることは不自然であり、遅くとも、弟と同時期には厚生年金保険の被保険者であったと考えるのが相当である。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和30年11月1日から33年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における申立人と同年代の元従業員に係る社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届並びにこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和33年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年11月から33年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和26年3月1日から30年11月1日までの期間については、上記のとおり、A社は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる上、このほかに、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、平成15年8月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、雇用保険の記録及びA社保管の所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書の報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届に係る手続に誤りがあった旨回答して

いることから、事業主が資格喪失日を平成 15 年 8 月 31 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額 (22 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額 9 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A 社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社提出の賃金台帳から、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額 (22 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月16日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から同社の子会社であるA社に転勤した時期であり、両社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社保管の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和39年8月16日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月18日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社C支店から同社本社勤務扱いで関連会社のD社に転籍出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社作成の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（A社C支店から同社本社勤務扱いで関連会社のD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社C支店から同社本社勤務扱いで関連会社のD社に転籍出向した元同僚のオンライン記録において、申立人と同日の昭和45年5月18日にA社C支店で資格を喪失し、同社本社で同日に資格を取得していることが確認できることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を誤ったとしていたことから、事業主が昭和45年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和58年9月は14万2,000円、平成元年5月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成元年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から平成元年6月30日まで
② 平成元年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社（両社の申立期間当時の事業主は同一）に勤務した申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与額と異なっていることが分かった。社会保険事務所に記録されている標準報酬月額は、基本給のみで各種手当が含まれていない。申立期間当時の給料支払明細書等を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社には平成元年6月末まで勤務し、同年6月の厚生年金保険料も控除されたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の違いについて

申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人から提出された昭和 55 年 4 月分から平成元年 3 月分までの各給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料及び健康保険料の控除が確認できるところ、当該明細書の支給金額欄を見ると、これらの保険料控除額を合算した額の半額が、「社保負担金」又は「社会保険負担額」との名目で支給されている。このことについてA社は、昭和 55 年 4 月分の給料支払明細書に添付し申立人に交付したメモ書きの中で、「社会保険事務所に納付する保険料額を明確にすることを目的として、事業主負担分の保険料を支給額としていったん計上した上で、事業主負担分及び被保険者負担分を合算した保険料全額を控除する方法をとっている。」旨説明していることから、申立人負担分として事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額は、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額の半額（以下「実質的保険料控除額」という。）とすることが相当である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる実質的保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 58 年 9 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成元年 5 月については、申立人から給料支払明細書の提出は無いが、申立人提出の退職金精算書で確認できる保険料控除額及び申立人の同年 6 月 30 日の被保険者資格の喪失時に交付された雇用保険受給資格者証に記載の離職時賃金日額から推認できる報酬月額から判断して、同年 5 月の標準報酬月額は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 58 年 8 月までの期間及び同年 10 月から平成元年 3 月までの期間については、給料支払明細書で確認できる実質的保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又はこれより低いことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成元年 4 月については、給料支払明細書等の関連

資料が無いことから、同年4月の保険料控除額及び報酬月額を確認できないが、同年4月の前数か月の実質的保険料控除額が一定であることから、同年4月の実質的保険料控除額も同額であったと推認できるところ、当該実質的保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険の記録及び退職金精算書の記載内容から、申立人が平成元年6月30日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、退職金精算書を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立期間を含む昭和63年1月から平成2年12月までの期間にA社で被保険者資格を喪失した者27人のうち、申立人と同様に月の末日で資格を喪失した者は9人であり、18人は月の末日以外の日に資格を喪失していることから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員を月の末日で資格を喪失させていたわけではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、退職金精算書で確認できる保険料控除額及び前述の雇用保険受給資格者証に記載の離職時賃金日額から推認できる報酬月額から判断して、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を平成元年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月21日から44年3月20日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社C支店から同社B支店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の人事記録及び同社の総務担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和43年12月21日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を社会保険事務所に誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和44年3月20日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年12月から44年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和18年3月17日、資格喪失日は21年1月14日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年3月から19年9月までは40円、同年10月から20年2月までは80円、同年3月から同年12月までは90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月17日から21年1月14日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の社員調書から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録を見ると、申立人が昭和18年3月17日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、いずれの記録においても資格喪失日は記録されておらず、このため、当該オンライン記録は、未統合記録となっている。しかし、申立人に係る旧台帳には、19年10月1日及び20年3月1日の標準報酬月額の改定記録が確認できることから、申立人は申立期間も被保険者資格を有していたと考えられる。

また、申立人が、同じ学校を卒業し同時期に入社したとする同僚は、社員調書における退職日と同人に係る旧台帳及びオンライン記録の資格喪失日が符合していることから、申立人も、社員調書で確認できる退職日の翌日の昭和21年1月14日まで被保険者であったと考えるのが相当である。

さらに、申立人の退職日ごろに資格を喪失している元従業員5人について前述の被保険者名簿等の記録を見ると、i) 申立人同様に、被保険者名簿及び旧台帳に資格喪失日の記録が無いが、オンライン記録には資格喪失日の記録が有る者(1人)、ii) 被保険者名簿とオンライン記録には資格喪失日の記録が有るが、旧台帳には資格喪失日の記録が無い者(2人)が確認できることから、申立期間において、A社に係る社会保険事務所(当時)の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和18年3月17日、喪失日は21年1月14日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の記録及び同僚に係る同記録から、昭和18年3月から19年9月までは40円、同年10月から20年2月までは80円、同年3月から同年12月までは90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和58年9月から59年3月までの期間は9万8,000円、同年4月から60年9月までの期間は12万6,000円、同年10月から61年3月までの期間は10万4,000円、同年4月から同年9月までの期間は12万6,000円、同年10月は11万円、同年11月から63年2月までの期間は12万6,000円、同年3月は11万8,000円、同年4月は12万6,000円、同年5月から同年9月までの期間は13万4,000円、同年10月から平成元年3月までの期間は12万6,000円、同年4月から同年12月までの期間及び2年4月から同年7月までの期間は14万2,000円、9年10月から10年1月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月1日から平成10年2月28日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和58年9月から59年3月までの期間は9万8,000円、同年4月から60年9月までの期間は12万6,000円、同年10月から61年3月までの期間は10万4,000円、同年4月から同年9月までの期間は12万6,000円、同年10月は11万円、同年11月から63年2月までの期間は12万6,000円、同年3月は11万8,000円、同年4月は12万6,000円、同年5月から同年9月までの期間は13万4,000円、同年10月から平成元年3月までの期間は12万6,000円、同年4月から同年12月までの期間及び2年4月から同年7月までの期間は14万2,000円、9年10月から10年1月までの期間は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が残っていないため不明としているものの、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの期間及び同年8月から9年8月までの期間については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低い、又は一致していることが確認できる。

また、平成9年9月については、給料支払明細書等の関連資料が無い場合、保険料控除額及び報酬月額は確認できない上、同年9月の前後数か月の保険料控除額が一定であることから、同年9月の保険料控除額も同額であったと推認しても、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年7月29日）及び資格取得日（昭和25年10月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月29日から同年10月20日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和24年10月の入社から63年3月末の退職まで、同社C支店に継続して勤務し、D業務に従事していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社C支店において昭和24年10月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年7月29日に資格を喪失後、同年10月20日に同社C支店において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録及びB社の人事記録から、申立人が申立期間もA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の勤務形態及び業務内容に変化は無かったとしているところ、同僚二人も同様の陳述をしている上、B社も、「当社の人事記録から、申立人は申立期間も在籍しており、休職等の記録も無いことから、申立期間の厚生年金保険料も継続して控除していたと思われる。」としており、このほかに、申立期間の厚生年金保険料が控除されなかったことをうかがわせる

事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年6月及び同年10月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から同年9月1日まで

夫は、昭和31年9月1日にA社B支店から同社本社に異動となった。しかしながら、社会保険事務所（当時）に夫の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書、社員記録表及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和31年9月1日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成9年9月1日付けで、A社B支店から同社C支店に異動したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社B支店における厚生年金保険の資格喪失日は同年8月31日となっており、1か月の空白期間が生じている。

給与支給票では、平成9年8月の保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の給与支給票及び同社の現在の事務担当者の回答から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（平成9年9月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成9年7月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B支店における資格喪失日を平成9年8月31日として誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行なったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和58年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は26万円、同年12月は22万円、59年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月から同年6月までの期間は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は34万円、同年12月は22万円、60年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は24万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、61年1月から同年3月までの期間は26万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、62年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から63年1月までの期間は32万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月から同年6月までの期間は34万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月から平成元年10月までの期間は30万円、同年11月から2年3月までの期間は32万円、同年4月から同年6月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月19日から平成10年7月23日まで

私は、昭和57年4月19日から平成10年7月23日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、給与明細書に記載されている保険料額及び報酬額に見合う標

準報酬月額よりも低い。給与明細書が残っていない期間も含めて、調査の上、申立期間について本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和58年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は26万円、同年12月は22万円、59年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月から同年6月までの期間は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は34万円、同年12月は22万円、60年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は24万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、61年1月から同年3月までの期間は26万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、62年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から63年1月までの期間は32万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月から同年6月までの期間は34万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月から平成元年10月までの期間は30万円、同年11月から2年3月までの期間は32万円、同年4月から同年6月までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、昭和58年6月から平成2年6月までの期間について、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成2年7月から8年10月までの期間については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和57年4月から58年5月までの期間及び平成8年11月から10年6月までの期間については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間に係る保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和57年4月から58年5月までの期間及び平成2年7月から10年6月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年8月18日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社したが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年8月18日となっている。

A社に同期入社した者のうち、数人の資格取得日が入社日と同じ昭和32年4月1日となっており、納得できない。

また、同期入社の友人が年金記録確認第三者委員会に申立てを行い、資格取得日の記録が昭和32年8月18日から同年4月1日に訂正されることが認められたとのことなので、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間において同社で継続して勤務していたことが推定できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿を見ると、申立人について、一旦、昭和32年4月1日を資格取得日とする記録がなされた後、同年8月18日へと訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る上記の被保険者名簿及び払出簿を見ると、申立人と同様に資格取得日を昭和32年4月1日から同年8月18日へ訂正されている被保険者が4人確認できるが、オンライン記録を見ると、訂正前の同年4月1日が資格取得日として記録されている者が3人いることが確認できる。このことにつ

いて、B年金事務所は、「なぜ記録が訂正されているかは不明である。オンライン記録として登録する際に、何かの資料があったかもしれないが、現在、資料は残っていない。」旨陳述している。

これらの状況から、社会保険事務所において何らかの事務的過誤が生じ、申立人を含むA社の従業員の記録が失われたと考えることが相当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和36年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、現在も同社の関連企業で継続して勤務している。

昭和36年5月1日にA社B支店から同社本社に異動したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社提出の人事記録データから判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務（昭和36年5月1日に同社B支店から同社本社に異動）していたことが認められる。

したがって、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和36年5月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成17年9月から19年3月までの期間は14万2,000円、同年4月から同年7月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月28日から同年9月1日まで
② 平成17年9月1日から19年8月1日まで

私は、平成17年3月28日にA社へ入社し、同年9月1日からB社へ転籍したが、勤務場所も勤務内容も変わることはなかった。

A社で勤務した期間については、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

また、B社で勤務した期間については、年金事務所に記録されている標準報酬月額が給与明細書に記載されている給与支給額よりも相当低くなっているため、調査の上、訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成17年9月から19年3月までの期間は14万2,000円、同年4月から同年7月までの期間は15万円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により本来届け出るべき報酬額を社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人提出の当該期間に係る給与明細書から、申立人は、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年9月1日まで

私は、B社を退職直後の、平成4年7月1日にA社に臨時社員として入社し、同年9月1日からは正社員として、7年3月31日に退職するまで、同社にてC職として勤務した。しかしながら、日本年金機構の記録では、4年7月1日から同年9月1日までの2か月間について、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

給与明細書などは処分して残っていないが、当時の同僚の氏名及び寮への入寮時期等を記憶しており、私が申立期間にA社に勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録から、申立人は、申立期間において同社の臨時社員（アルバイト）として勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、申立期間当時、社員寮に入っており、入寮基準から判断して、申立人の勤務日数及び勤務時間は、正社員のおおむね4分の3以上であり、給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と回答し、申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚も、「私のようにフルタイムで働いていたアルバイトは、皆、厚生年金保険に加入していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録された申立人と同じ雇用形態の同僚の記録及び申立人のD共済組合における平成4年9月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月30日から同年7月1日まで
② 平成5年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務したうちの申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社と後に勤務したB社は事業主が同一人物の法人でグループ企業内の異動であったので、申立期間の記録が無いのは不自然である。申立期間も継続して勤務しており、保険料を控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、元事業主の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社及び同社のグループ会社であるB社に継続して勤務し(平成5年10月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年8月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届において事務過誤があったとしていることから、事業主が平成5年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っ

ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、同僚の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の元事業主は、「当時の資料は残っていないが、申立期間は申立人が渡航したため、いったん被保険者資格を喪失させたのではないかと思う。喪失手続をしていれば厚生年金保険料を納付することもないので、保険料の控除はしていなかったと思う。」と陳述しているところ、入国管理局の記録によると、申立人は、申立期間を含む平成5年4月18日から同年7月15日までの出国に係る記録が確認できる。

また、A社の社会保険関係事務を行っていたとするグループ会社のC社の元従業員二人のうち、一人は、「当時の社会保険の手続については記憶がない。」としており、ほかの一人からは回答を得ることができないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年9月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円に、また、D社（現在は、B社）E支店における資格取得日に係る記録を26年10月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月14日から同年11月1日まで
② 昭和26年10月28日から同年11月5日まで

夫は昭和22年4月7日から32年5月31日までA社及びD社（昭和23年10月ごろから27年12月ごろまでは商号をD社に変更）に継続して勤務していたが、夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。この間に商号変更及び支店間の異動はあったが、夫は申立期間も継続して同一企業に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録及び申立人提出の辞令等から判断すると、申立人は、申立期間①及び②においてA社及びD社に継続して勤務し（昭和23年9月14日にA社G支店から同社C支店に異動、26年10月28日にD社F支店から同社E支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における

昭和 23 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から 8,100 円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の D 社 E 支店における 26 年 11 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は両申立期間とも不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月26日から同年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和38年2月28日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社（B社及び同社グループ会社の社会保険事務を担当する関連会社）提出の人事台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年3月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年1月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年7月21日から同年10月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月25日から同年7月21日まで
② 平成14年7月21日から同年10月24日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が20万円となっているとの回答をもらったが、同社における給与総額は50万円以上であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②において厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は間違いなくA社に勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の預金通帳の記録を見ると、申立期間に係る平成14年7月から同年10月までの期間において、A社から「給与」等の名目で口座振込がされていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社においては、入社してから退社するまで一貫してB職で職責及び待遇に変わりはなく、自身を社会保険制度から除外する旨等を希望したことはない。」としているところ、事業主も「申立人の退職日に関する記憶はないが、業務形態及び勤務形態は入社してから退社するまで変わりな

く、社会保険制度から除外するようなことはなく厚生年金保険料を引き続き控除していたと思われる。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年6月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人提出の預金通帳の記録を見ると、申立期間のうち、最初の1か月を除く平成14年3月から同年6月までの4か月間において、いずれの月も社会保険事務所の記録上の標準報酬月額より高い金額がA社から「給与」等の名目で口座振込がされていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間に係る給与明細等を保管していないことから、保険料控除額をはじめとする当該振込額の内訳について確認できない。

また、A社は清算中であり、事業主は申立期間当時の賃金台帳等を保管していないため、申立期間当時の保険料控除について確認できない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に記録のある21人に照会し、5人から回答を得たところ、そのうちの1人が保管する給与明細書を見ると、保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、いずれも社会保険事務所の記録と一致している上、当該同僚は、「申立期間における標準報酬月額が不当に低い額で届けられていた等の認識はない。」旨陳述している。

さらに、上記同僚照会で回答を得たほかの4人は、いずれも「申立期間当時の自身及び申立人の保険料控除に係る記憶はない。」としており、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

加えて、A社に係る社会保険事務所の記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は無い。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年1月21日から同年7月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年1月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月8日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月21日から同年7月8日まで
② 昭和39年5月31日から同年6月1日まで

私は、申立期間①は、A社B支店においてC業務をしていた。また、申立期間②は、D社においてE業務をしていた。それぞれの会社で勤務していたのに、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社提出の集金員台帳の記録（昭和36年1月21日に入社、同年7月7日に退社）及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間において同社B支店で勤務していたことが認められる。

また、A社は、「C業務従事者は、厚生年金保険加入対象の正社員であり、C業務従事者台帳に申立人の名前が記載されていることをみると、申立人は、厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」旨の回答をしている。

さらに、A社B支店において、社会保険事務を担当していた同僚は、「C業務従事者等は、厚生年金保険及び健康保険の加入対象者であった。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における同職種の同僚の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、昭和36年9月30日にD社に入社し、39年5月末まで勤務し、同年6月1日から、転籍先のF社で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年5月31日とされており、同年5月の加入記録が無いことは納得できないとして申し立てている。

しかし、D社提出の当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）を見ると、申立人の同社における資格喪失日は昭和39年5月31日（昭和39年5月30日に退職）と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和39年5月31日に資格を喪失している者が、申立人以外に4人確認できることから、これらの者の資格喪失後の被保険者記録を調査したところ、いずれの者も同年6月1日に申立人の転職先と同じF社において資格を取得していることが確認できることから、これら同僚4人のうち所在の判明した2人に照会したものの、回答を得ることはできなかったことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

さらに、D社は、「昭和39年5月31日に資格を喪失している従業員の給与から、同年5月の厚生年金保険料及び健康保険料を控除することはなかった。」旨の回答をしている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年10月1日までの期間について、34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年10月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と比較して低額となっている。

しかし、申立期間前後の私の給与額に変動はなかったはずなので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としているものの、事業主提出の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」における申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）の記録と一致していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。また、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年11月1日から6年4月1日までの期間については、事業主が提出した賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額（賃金台帳が無い平成5年11月は推認される控除額。）に基づく標準報酬月額は、オンライン記録から確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、当該台帳から確認できる報酬月額（賃金台帳が無い平成5年11月及び同年12月は推認される報酬月額。）に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、26年2月から同年7月までの期間は4,500円、同年8月から28年10月までの期間は6,000円、同年11月から29年5月までの期間は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月28日から29年6月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は同社には、昭和23年4月から42年7月まで継続して勤務しており、申立期間は、同社本社から同社B支店に異動し勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、申立期間当時、申立人がA社B支店で勤務していたと陳述しているところ、事業主は、「当時、A社B支店で勤務していた者の給与計算是、同社本社で行っており、事務担当者が同社B支店に転勤した者を誤って資格を喪失させたと考えられる。」旨陳述している。

さらに、申立期間にA社において被保険者記録が確認できる元従業員20人(申立人も含む)のうち、17人は、同社が適用事業所ではなくなった昭和29年6月1日に資格を喪失し、同日に同社の合併先であるC社において資格を取

得しており、被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年1月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同僚等の標準報酬月額に係る記録から、同年2月から同年7月までの期間は4,500円、同年8月から28年10月までの期間は6,000円、同年11月から29年5月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に誤って資格喪失届の提出を行ったことを認めている上、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和26年2月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から29年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年11月1日から25年1月15日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は24年11月1日、資格喪失日は25年1月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月1日から25年1月15日まで
② 昭和31年2月から同年5月17日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和24年11月1日から25年1月15日まで勤務し、B社には31年2月から同年5月17日まで勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社を昭和25年1月に退職し、生活のため、すぐにC社で勤務し、採用と同時に厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和25年1月15日に資格を取得していることが確認でき、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人の資格取得日は、昭和24年11月1日と記載されていることが確認できるものの、資格喪失日は、資格取得日前の同年9月23日と記載されている。

また、申立人の資格喪失日が資格取得日より前の日付になっていることについて、日本年金機構は、「資格取得日である昭和24年11月1日は、厚生年金

保険被保険者記号番号払出簿により確認できるが、資格喪失日については確認できる資料が無く、このような記録になっている理由は不明である。」旨回答しており、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和24年11月1日、資格喪失日は25年1月15日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年11月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするB社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、事業主及び同僚の名字しか記憶しておらず、所在も不明であるため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人がB社を退職後に勤務したとするD社の同僚は、「私が入社した昭和31年3月には、申立人は、既にD社で勤務していた。」と陳述していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和31年3月以降の期間はB社で勤務していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年10月1日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年5月から同年9月までの期間は1万2,000円、36年3月から同年9月までの期間は2万4,000円、同年10月から37年8月までの期間は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和33年5月から同年9月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和36年3月から37年8月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から同年10月1日まで
② 昭和36年3月1日から37年9月10日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和27年6月から平成7年11月まで継続して勤務しており、申立期間①は、同社から子会社のC社に転勤した時期であり、申立期間②は、同社からA社B支店に転勤した時期であるので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び複数の上司の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和33年5月1日にA社本社から子会社のC社に異動、36年3月1日に同社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①について、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年10月1日であることから、同社が適用事

業所となるまでの期間は、引き続き A 社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 33 年 5 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から 1 万 2,000 円とし、36 年 3 月から 37 年 8 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の同社 B 支店における同年 9 月の社会保険事務所の記録及び同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同僚等の標準報酬月額に係る記録から、36 年 3 月から同年 9 月までの期間は 2 万 4,000 円、同年 10 月から 37 年 8 月までの期間は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会しても回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、元事業主から確認することはできないが、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 37 年 9 月 10 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年 3 月から 37 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年1月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年1月まで
② 平成5年7月から同年12月まで

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いが、申立期間は病気療養中であったため、母が、自宅を訪れたA市B区の職員に保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、申立期間①及び②並びにその間の期間である平成5年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料を、自宅を訪れたA市B区の職員に対して毎月納付していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の平成5年2月から同年6月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認できる上、A市B区は、「申立期間当時、区の職員が自宅を訪問し、現年度保険料を徴収することはあっても、過年度保険料を徴収するようなことはなかった。」と回答していることから、申立人の主張とは符合しない上、申立期間当時に申立人及びその母と同居していた申立人の兄は、「当時、母が、弟（申立人）の分の保険料を何度かさかのぼって納付していたことを覚えているが、それ以外の記録の無い期間については納付していないと思う。」と陳述している。

また、A市B区の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未納と記録されている。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母からは、健康上の理由により、申

立期間の保険料納付の具体的な状況を確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年1月までの期間及び60年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から59年1月まで
② 昭和60年3月から61年3月まで

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の納付記録が無いが、夫に勧められて国民年金に任意加入し、申立期間も国民年金保険料を納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫に勧められて国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録の第3号被保険者資格の入力日より、申立人は、昭和61年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、第3号被保険者制度が始まった同年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得したと考えられる。このため、同日より前の期間である申立期間は、当時、申立人が厚生年金保険被保険者の妻であったことから国民年金の任意加入期間となり、この場合、制度上、資格取得日からさかのぼって国民年金に加入することはできないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について記憶が曖昧であり、これらの具体的な状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5010

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から58年3月まで

国民年金の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の納付記録が無いとの回答を受けた。当時は大学生で毎日忙しかったため、加入手続は母にしてもらい、以後、現在に至るまで銀行口座からの引き落としで国民年金保険料の納付を続けている。

申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和58年7月5日に払い出されていることが確認できる上、同市の被保険者名簿を見ると、申立人は、同年6月25日に、同年4月1日付けで強制被保険者として初めて資格を取得したことが確認できる。この場合、申立人が学生であった申立期間は国民年金の任意加入期間であり、さかのぼって加入することができないことから、未加入期間となる申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、「母から、当時居住していたB市内のC銀行(現在は、D銀行)E支店で国民年金の加入手続をし、同行の私名義の口座から国民年金保険料を自動引き落としする手続を行ったと聞いた。」と陳述しているところ、B市は、「当市の出先機関であるF出張所、G支所及びH支所においては、当市の職員が出向いて加入手続を受け付けることがあったが、銀行で加入手続を受け付けることはなかったと思う。」と回答し、D銀行I支店J出張所は、「当行にはE支店という店舗は無く、正式な名称はI支店J出張所であるが、当出張所の開設日は昭和63年11月11日である。」と回答し、申立期間に同出張所は存在していなかったことなどから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は、「B市からA市に転居した昭和54年12月以降は、C銀行K支店の私名義の普通預金口座から自動引き落としで国民年金保険料を納付した。」と陳述しているところ、D銀行K支店は、「当該口座の開設日は昭和58年5月1日である。」と回答しており、申立人は、自身の名義の口座から、申立期間の保険料を自動引き落としにより納付することはできなかったものと考えられる。

なお、A市の申立人に係る被保険者名簿によると、申立人の主張する口座からの保険料の自動引き落としは、昭和58年度第3四半期から、開始されたことが確認できる。

加えて、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとされる申立人の母から、申立期間当時の状況を聴取することはできなかった上、申立人が、申立内容のとおり、昭和54年5月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により氏名別読みによる氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私は、夫が会社を退職した直後の昭和57年4月にA市役所へ出向き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、以降、国民年金保険料額は忘れたが、毎月夫婦二人分の保険料を郵便局を含む複数の金融機関に継続して納付してきた。それなのに申立期間が未納とされているのは納付できない。

加入当初から夫婦二人分を納めてきたのに私の分だけ未納になっているのは考えられない。途中で住所の地番の表示変更があったのでその時に漏れてしまったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月にA市役所で自身及びその夫の国民年金の加入手続を行い、以後夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金加入時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人については、昭和59年5月にA市で、一方、同時に加入したとする申立人の夫については、57年9月に同市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、加入時以降の保険料は継続的に金融機関で現年度納付してきたと主張しており、過去の未納保険料をまとめ払いした記憶はないと陳述している。

さらに、申立人はA市在住時、住居表示実施により町名が全く違うものに変ったため、その際に国民年金の納付記録が消えたのではないかと主張しているが、住居表示の実施時期は昭和59年11月であり、オンライン記録及び特

殊台帳上、既に同年4月の国民年金保険料から納付済みとなっていることから、関連性はないと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年11月まで

私は、平成2年ごろ、A市役所から国民年金加入の案内が来たので同市役所に行って加入手続をし、その時点で未納となっていた申立期間の国民年金保険料を分割で納めるため、その場で過年度納付書の発行を受け、加入時から毎月の現年度保険料とは別に納付してきた。ただし、途中で納付書の納付する順序を間違えて、納期限が経過してしまった分があるので全部は納められていない。

申立期間中のどの部分を納めたのかが分からないので、過年度納付可能期間全部を申し立てている。分割して納付した回数は5回ぐらいで、加入当初から一回に3か月分ぐらい、国民年金保険料合計額にして現年度保険料とは別に、過年度保険料のみで2万円から3万円ぐらいだったと思う。納付場所について、過年度保険料は市役所の国民年金課の窓口で納め、現年度保険料は夫婦二人分を郵便局及び銀行で納めた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、過年度納付書を取得し、同年4月以降の国民年金保険料を現年度納付しながら申立期間の保険料を分割で過年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付した時期は同年10月4日であることが確認できるが、申立人が元年12月及び2年1月の国民年金保険料を過年度納付した時期は3年11月29日となっており、2年4月から3年11月までの間に過年度納付を行ったことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない上、同年11月時点において、元年10月及び同年11月を除き、申立期間の保

険料は、既に時効になっており、制度上納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から45年3月までの期間、46年5月から49年3月までの期間及び50年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から45年3月まで
② 昭和46年5月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から52年3月まで

昭和41年ごろ、病気で就労できず病弱な私の心配をした母親が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思うが、具体的な手続状況は分からない。

母親は、「国民年金保険料を納付してあげることが、あなたにしてあげられる唯一のことである。」と、常々私に話をしていたことを覚えているが、私の保険料についての納付状況について聞いた記憶はなく、どのように納付していたのかははっきりしない。

母親は、既に他界しており、確認するすべは何もないが、きちょうめんでまじめであったので国民年金保険料の納付を怠るような人物ではなく、心配する私の保険料を未納にするはずはないと信じている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろに申立人の母親がA市で国民年金の加入手続を行い、同市で申立期間①の、B市で申立期間②の、C市で申立期間③の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年8月ごろであることが推定でき、申立内容と符合しない。また、手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、時効により制度上納付できず、申立期間③の保険料については過年度納付が可能であるが、納

付を担当していた申立人の母親は既に他界しているため、納付状況を確認できない。

さらに、申立期間の合計は、103 か月と長期間である上、A市、B市及びC市と3市の行政機関にわたり、これだけの期間、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 62 年 12 月まで

昭和 59 年 12 月ごろに、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。同年 * 月の誕生日を過ぎたころ、母親から年金手帳を見せてもらった記憶がある。

国民年金加入以降の国民年金保険料は、母親が自身と父親と私の 3 人分を一緒に、毎月、駅前にある郵便局、又は銀行で納付していた。

申立期間について、父親と母親は国民年金保険料を納付している記録となっており、自分も納付しているはずなので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 12 月ごろに申立人の母親が A 市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期について、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出されている第 3 号被保険者の資格取得の処理日から平成元年 1 月ごろであること、及び申立人が国民年金保険料を最初に納付した時期も昭和 63 年 12 月 24 日であることが確認できることから、同年 12 月に加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金の加入時点において、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 10 月以前の国民年金保険料を時効により制度上納付することができず、同年 11 月から 62 年 12 月までの保険料については過年度納付が可能であるが、保険料納付を担当したとする申立人の母親は、申立期間の保険料納付について明確な記憶はなく、当時の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人は、昭和 63 年 12 月 24 日に申立期間直後の同年 1 月から同

年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同日に同年4月から同年12月までの保険料を現年度納付していることがオンライン記録から確認でき、申立人の国民年金加入以降、申立人の母親が、自身、申立人及びその父親の保険料を毎月一緒に納付していたとする陳述と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私が大学生であった昭和57年10月から61年3月ごろ、A市役所に勤務していた父が私に代わって国民年金の加入手続を行ったと聞いている。

国民年金保険料は私の父がA市役所で納付したか、私の祖母がB銀行(から来る行員に納付したと思うが、兩人共既に亡くなっており、詳細については不明である。

私と同時期に納付していたという私の母が申立期間の国民年金保険料を納付済みとされているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった昭和57年10月から61年3月ごろ、申立人の父がA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も申立人の父又は祖母が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期について、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に手帳記号番号を取得している国民年金第3号被保険者の社会保険事務所(当時)における処理日並びに国民年金第1号被保険者の資格取得日及び国民年金保険料の納付年月日から、昭和62年6月ごろに加入手続を行ったものと推定できる上、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿から、同年6月30日に手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。また、当該時点において、申立人は、申立期間のうち、57年10月から60年3月までの国民年金保険料を、時効により制度上納付できず、同年4月から61年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるが、保険料を納付していたとする申立人の父及び祖母は既に亡くなっており、当時の納付状況を確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号を払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から50年3月まで

結婚した昭和47年5月ごろ、私の母が役所に行き、私たち夫婦が国民年金に加入しなくていいようにとの書類を書いてきたと言い、夫とけんかになった。

夫が、さかのぼって国民年金を支払うと言い、夫婦の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料も納付した。けんかまでして国民年金の加入手続に行ったのではっきり覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和47年5月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立人の夫と共にさかのぼって国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金の加入手続時期をみると、夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、夫婦は昭和50年12月ごろに加入手続を行ったものと推定できる上、その際に昭和50年度の国民年金保険料を一括納付していることが特殊台帳から確認でき、昭和47年5月ごろに加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、保険料を特例納付及び過年度納付する必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫は既に死亡しており、当時の状況等は不明である。

さらに、申立人は、その夫が国民年金の加入手続を行う際、国民年金保険料を渡したが、その金額は覚えていないと陳述している。

加えて、申立人と一緒にさかのぼって国民年金保険料を納付したとする申立

人の夫の納付に関する記録を見ると、夫も申立期間に相当する期間が未納の記録となっていることがオンライン記録から確認できる上、夫婦がさかのぼって保険料を納付したことを示す関連資料も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年2月までの期間、54年12月から58年3月までの期間、59年4月及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年2月まで
② 昭和54年12月から58年3月まで
③ 昭和59年4月
④ 昭和59年7月から同年9月まで

昭和51年10月ごろに、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も両親が金融機関で納付していた。私が会社を退社するごとに両親が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたため、未納とされているのはおかしい。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月ごろに申立人の両親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っており、また、会社を退社するごとに両親が、加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、オンライン記録の基本情報画面の国民年金手帳記号番号欄に手帳記号番号の記載が無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号に付番登録されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であると推定される。また、申立人が13年まで居住していたA市に照会したところ、9年2月7日に加入手続を行っていることが同市の国民年金に関する電算記録から確認でき、オンライン記録と符合している。これらのことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、会社を退職するごとに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申

立内容と符合しない。

また、申立人のオンライン記録を見ると、資格変更履歴から、平成9年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格得喪記録に併せて申立期間①、②、③及び④のすべての国民年金の加入期間が追加されていることが確認できる。この場合、国民年金の記録が追加された同年3月時点において、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとする両親は既に死亡しており、当時の事情は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5018 (事案 387 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年3月までの期間、51年4月から52年3月までの期間、56年4月から57年3月までの期間及び58年1月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から49年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで
④ 昭和58年1月から62年3月まで

昭和41年1月に結婚後、すぐに夫婦共に国民年金に加入した。

申立期間①については、毎月、婦人会の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納め、その保険料は一人分で月額210円から260円までであった。また、申立期間②、③及び④については、毎月、市の集金人に私一人分の保険料を納めた。それなのに、記録では未納とされており納得できない。

前回の年金記録確認第三者委員会への申立てでは、納付していたと認められなかったが、申立期間については、すべて集金人に納付したのに未納とされていることは納得できない。

なお、前回、申立期間①の国民年金保険料は、210円から260円までと言ったが、金額は、はっきりと記憶はしていない。保険料は、だんだんと値上がりをしたが、値上がりした金額の記憶もない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出しの時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和44年2月28日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。この場合、払出時点で過年度期間となる申立期間①のうち、41年4月から43年3月までの間について、婦人会の集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合し

ないほか、41年1月の結婚後、すぐに夫婦で国民年金に加入したとする陳述とも符合しない。また、市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間②については53年12月7日に、申立期間③については58年10月22日に、申立期間④については、同年1月から同年3月までの期間を59年10月25日にそれぞれ過年度納付の催告が行われていることが確認でき、集金人に毎月納付してきたとする申立人の陳述とは符号しないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人は申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないという結果に納得いかないと主張するのみで、申立期間の保険料を納付したことを示す新たな関連資料の提出は無く、申立人の保険料納付をうかがわせる陳述もない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私は、平成7年に妻と一緒に国民年金に加入し、市役所出張所の窓口担当者に勧められて、2年さかのぼって国民年金保険料を一括で納めた。保険料額は、夫婦で48万円ぐらいだったと思う。加入手続及び保険料納付は妻が行った。

平成6年に私が事故で入院し、その入院給付金があったので、一括納付した夫婦二人分の国民年金保険料に充てた。

納付した時期については、妻から「平成7年で、4年*月に生まれた子供が、3年制の幼稚園に入園した年だったと当初は思っていたが、まとめて納付したときは、子供を連れていなかったのも、子供が幼稚園に行っていた8年4月ごろかもしれない」と聞いている。

申立期間の国民年金保険料は必ず納めているので、申立期間が未納の記録にされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年に妻と一緒に国民年金に加入し、2年さかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料48万円ぐらいを一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得している被保険者の資格取得記録から、平成8年1月ごろであることが確認できる上、A市に照会したところ、同市の国民年金に関する電算記録から夫婦の加入届出日が同年1月9日であることが確認でき、加入手続時点において、申立期間のうち、5年4月から同年11月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、納付を担当した申立人の妻は、さかのぼって一括で納めた夫婦二人分

の国民年金保険料額は 48 万円ぐらいだったと陳述しているが、加入手続時点において過年度納付が可能な平成 5 年 12 月から 7 年 3 月までの二人分の保険料額は 35 万 400 円であり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の妻の納付記録を見ると、オンライン記録から、申立期間と同じ期間は未納の記録となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私は、平成7年に夫と一緒に国民年金に加入し、市役所出張所の窓口担当者に勧められて、2年さかのぼって国民年金保険料を一括で納めた。保険料額は、夫婦で48万円ぐらいだったと思う。夫婦の加入手続及び保険料納付は私が行った。

納付書は、加入手続のときに受け取ったのか、郵送で届いたのかは覚えていないが、手書きの納付書が夫婦で4枚ぐらいあったのを覚えている。

平成6年に夫が事故に会い、その入院給付金があったので、一括納付した夫婦二人分の国民年金保険料に充てた。

納付したのは平成7年で、4年*月に生まれた子供が、3年制の幼稚園に入園したころだと当初は思っていたが、まとめて納付したときは、子供を連れていなかったため、子供が幼稚園に行っていた8年4月ごろかもしれない。

申立期間の国民年金保険料は必ず納めているので、申立期間が未納の記録にされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年に夫と一緒に国民年金に加入し、2年さかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料48万円ぐらいを一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得している被保険者の資格取得記録から、平成8年1月ごろであることが確認できる上、A市に照会したところ、同市の国民年金に関する電算記録から夫婦の加入届出日が同年1月9日であることが確認でき、加入手続時点において、申立期間のうち、5年4月から同年11月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人は、さかのぼって一括で納めた夫婦二人分の国民年金保険料額は 48 万円ぐらいだったと陳述しているが、加入手続時点において、過年度納付が可能な平成 5 年 12 月から 7 年 3 月までの二人分の保険料額は 35 万 400 円であり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の納付記録を見ると、オンライン記録から、申立期間と同じ期間は未納の記録となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5021 (事案 213 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年12月まで

私の母は、昭和46年3月にA市B区役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行い、以後、母が父と私を含めた三人分の国民年金保険料を毎月支払っていた。

今回、再申立てに当たり新たな資料は見つかっていないが、私の母は、間違いなく私の国民年金保険料を納付しているし、妹が退職した時も妹の保険料を納付していたと言っているので、もう一度審議をやり直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和52年1月13日にB区で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により制度上納付できないこと、ii) 申立期間の保険料の納付が可能となる別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかったこと、iii) 申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付を担当していた母親は高齢で当時の納付状況を記憶していないことから、納付を裏付ける事情を見いだすことができないこと等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年6月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上述の通知内容に納得できないとして、昭和46年3月から48年12月までの国民年金保険料については、申立人の母親が申立人とその父親を含めた3人分を毎月納付し、申立人の妹が退職していた期間も保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の妹に係る年金加入記録を見ると、昭和 55 年 9 月は厚生年金保険に加入しており、国民年金に加入したのは 56 年 2 月であることから、このことが申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる事情とはならない上、申立人から申立期間の保険料の納付を示す新たな資料の提出はなく、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私は、国民年金に加入して以来、ずっと夫と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の二人分の納付書が届いたとき、私より1歳年上である夫は「私は保険料の支払いをやめるが、お前は余分に1年分の保険料を納付しておきなさい。」と言った。そこで、私は、申立期間の保険料をA銀行B支店（当時）で納付書を使って毎月5日から10日までの間に納付した。保険料月額が1万3,300円であった。自分で年金を受給するようになったとき、夫より保険料を1年分多く納付したのに、受給する年金額が夫の年金額より少ないのでおかしいと思ったが、そのときはどうすることもできなかった。

夫は、年金記録確認第三者委員会に自分の年金記録の確認申立てをしたところ、年金記録の訂正が認められた。私は、申立期間の国民年金保険料に係る領収書及び帳簿などの資料を保管していないが、申立期間の保険料は納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金保険料を納付することをやめた後、夫から自身より余分に一年分の保険料を引き続き納付するように言われ、そのとおりにしたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の被保険者資格得喪に関する状況をみると、オンライン記録から、平成9年1月16日に強制加入被保険者資格を喪失すると同時に高齢任意加入被保険者資格を取得し、12年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者資格の得喪状況についてC市に照会したところ、同市は申立人の被保険者資格が同年4月1日に喪失した記録となっている旨回答しており、この場合、申立期間は国民年金

の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人及びその夫は、高齢任意加入被保険者資格の喪失の手続を行っていないと陳述しているが、それについて社会保険事務所（当時）に照会したところ、「国民年金の高齢任意加入者の任意加入期間の国民年金保険料が未納である場合、裁定請求時に未納部分の直前時期までさかのぼって資格を喪失させ、当該未納部分が残存しないように事務処理を行うことがある。」旨回答しており、申立期間の保険料が未納であったことから、社会保険事務所が平成12年4月1日にさかのぼって高齢任意加入被保険者資格喪失の手続を行ったとしても不自然ではない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を毎月金融機関で納付したと陳述しているが、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、記録管理の強化が図られていることから、申立期間の12か月分のすべての納付記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年12月まで

私の妻は国民年金の加入に関して意識が高かったので昭和47年3月の結婚を機会に、私の国民年金の加入手続を妻が行い、それから継続して国民年金保険料を納めてきたはずなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

私の国民年金に関する手続はすべて妻に任せていたので国民年金保険料額、納付方法及び納付場所は分からないが、妻の国民年金保険料の納付済期間に自分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和47年3月ごろに、国民年金に対する意識の高かった妻が申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ったはずであるとしている。

しかし、申立人が国民年金に関する手続を任せていたとする申立人の妻は、申立人の申立期間に係る自身の国民年金保険料は集金人に支払ったが、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったこと、及び申立人の保険料を自身の保険料と一緒に集金人に納付したことを記憶していないとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和48年12月であることが、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるが、申立人の妻は、自身の国民年金手帳の領収印から申立人の申立人期間に係る自身の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるとともに、妻は保険料を集金人に支払ったとしていることから、加入手続が行われた時点において、過年度保険料となる同年3月以前の申立人の保険料は、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

さらに、申立人の妻は、昭和49年1月に48年4月から同年12月までの申立人に係る現年度保険料をまとめて納付したこと、及び47年3月から48年3月までの過年度保険料をまとめて納付したことも記憶していない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成3年3月まで

私は、昭和63年6月ごろに「年金に加入しないといけない。」と以前からテレビを見て思っていたので、時期ははっきり覚えていないが、自分でA市役所に行き国民年金の加入手続をしたと思う。国民年金保険料は、加入後、まとめて支払ったことはなく、市役所から郵送されてきた納付書で、毎月、アルバイト料の中から銀行等で9,000円ぐらい納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年6月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、市役所から郵送されてきた納付書で、毎月、金融機関等で国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期について、A市の「国民年金被保険者関係届（申出）書」を見ると、申立人が平成3年6月11日に加入届出を行ったことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した平成3年6月時点において、申立期間のうち、元年4月以前の期間は、時効により、制度上、国民年金保険料を納付することができず、過年度保険料を納付することが可能な同年5月から3年3月までの期間の保険料については、申立人は、まとめて納付した記憶がないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額を「1万円を出して少しお釣りがきたが、9,000円以下の金額ではない。」と陳述しているところ、申立期間当時の保険料額は7,700円（昭和63年度）から8,400円（平成2年度）までであり、申立人の陳述と符合しておらず、申立人が納付したとする

9,000円以上の保険料額は、納付記録のある平成3年度（9,000円）以降の保険料額と符合しており、申立人の記憶はこの時のものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年2月まで

申立期間当時、まだ学生は任意加入であったが、父が強制加入だと勘違いして国民年金の加入手続をしてくれ、私が就職する平成3年2月まで国民年金保険料を納付してくれた。

国民年金手帳及び納付した際の領収証は見つかっておらず、証明することはできないが、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を支払っていたことは間違いないので、申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成21年7月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の父の確定申告手続を請け負っている税理士事務所に問い合わせたところ、担当事務員から、申立期間に納付されている国民年金保険料は二人分であり、昭和62年と平成3年の分は申立人の両親の分の保険料であることがメモ書き等で確認でき、それ以外の昭和63年から平成2年までの分についても両親の分の国民年金保険料であると考えるのが自然であるとの回答を得ており、申立人の父もその妻の分と自身の分を合わせて申告していたと陳述している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の父は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する明確な記憶はなく、「夫婦の分を支払っていたのであるから、息子の分も支払っていたと思うが、絶対に支払っていたと言えるほどの確信はない。」と陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年1月まで

「ねんきん特別便」が届いたので確認したところ、国民年金保険料が3か月未納となっていたが、夫の転職の都度、国民年金の種別変更手続きを行い、途切れることなくきちんと国民年金保険料を支払ってきた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の転職の都度、国民年金への切替手続きを行い、申立期間を含む国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立期間直前の夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う、申立人の国民年金3号被保険者資格の喪失日は平成5年11月28日と記録されているものの、その喪失手続きは8年8月1日に行われており、申立期間直後の夫の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴う、申立人の3号被保険者資格の取得日は6年2月1日となっているものの、その取得手続きは3号特例納付により8年6月17日に行われていることが確認できる。

これらの手続きの時点において、申立期間は、既に時効の成立により、制度上国民年金保険料を納付することができない期間となっていることから、申立期間の保険料は納付することができなかったと考えるのが相当である。

また、オンライン記録を見ると、夫は、申立期間について、国民年金未加入期間となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から51年3月まで

昭和52年9月ごろ、夫婦でA市B区役所に出向き、転居届を提出した際、国民年金に未加入であったことを指摘され、今なら、さかのぼって未納国民年金保険料を納付できると聞いたので、国民年金の加入手続を行い、その1週間後の月曜日に、夫婦二人分の未納保険料をその窓口で一括して納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その1週間後にさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和52年10月19日に払い出されていることが確認できるものの、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、43年8月から49年12月までの国民年金保険料は、既に時効の成立により制度上納付できない上、当該時点は、特例納付実施期間ではないことから、当該期間の保険料を特例納付することもできない。

また、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない区役所の窓口で納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、その後の昭和53年7月から55年6月まで実施された第3回特例納付制度を利用することは可能であるが、当時、A市では受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間、未納なく納付したとしても期間が不足する者を対象にその勧

奨を行っており、当該第3回特例納付の実施時点において、申立人は29歳から31歳であったことから、特例納付の必要がなかった上、特殊台帳を見ても、その勧奨及び特例納付が行われた事跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から51年3月まで

昭和52年9月ごろ、夫婦でA市B区役所に出向き、転居届を提出した際、国民年金に未加入であったことを指摘され、今なら、さかのぼって未納国民年金保険料を納付できると聞いたので、国民年金の加入手続を行い、その1週間後の月曜日に、夫婦二人分の未納保険料をその窓口で一括して納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その1週間後にさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和52年10月19日に払い出されていることが確認できるものの、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、43年12月から49年12月までの国民年金保険料は、既に時効の成立により制度上納付できない上、当該時点は、特例納付実施期間ではないことから、当該期間の保険料を特例納付することもできない。

また、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない区役所の窓口で納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、その後の昭和53年7月から55年6月まで実施された第3回特例納付制度を利用することは可能であるが、当時、A市では受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間、未納なく納付したとしても期間が不足する者を対象にその勧

奨を行っており、当該第3回特例納付の実施時点において、申立人は29歳から31歳であったことから、特例納付の必要がなかった上、特殊台帳を見ても、その勧奨及び特例納付が行われた事跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から11年3月まで

私は、平成9年10月に勤め先を退職した後、すぐにA市役所に行って厚生年金保険を国民年金に切り替える手続きを行った。そして、その後の同年10月から10年3月までの期間に係る国民年金保険料については、毎月金融機関の窓口自ら赴き、クリーム色の納付書に月額1万3,300円程度の現金を添えて納付し、その都度領収証書を受け取っていたと記憶している。

また、私は、平成10年4月から11年3月までの期間、海外留学しており、出国の際には、市役所でワーキングホリデーの関係手続きを行ったので、国民年金について必要な手続きも、その時に行ったものと思う。出国後の国民年金保険料の納付は私の母親に任せており、母親からは、上記期間について、私が使っていたのと同じ金融機関の窓口で、私が納めていたのと同じぐらいの月額保険料を納付書に添え、2か月に一度、2か月分まとめて、欠かすことなく納めていたと聞いている。

申立期間中の領収証書及び確定申告書の控え等は既に手元にはないものの、就職及び退職の際には、努めてすぐに役所で手続きを行っており、経済的にも私の国民年金保険料を未納にしておくような状況ではなかったもので、申立期間の保険料が納付されていない記録とされていることには納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月の退職後、すぐに国民年金の加入手続きを行ったとしているが、オンライン記録によると、12年2月に社会保険事務所（当時）において作成された国民年金への未適用者一覧表の中で、申立人が未加入者として認識されている事跡が確認でき、申立内容とは一致しない上、この場合、

申立期間は未加入期間となることから、申立人に対して納付書は発行されず、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録からは、申立人が、申立期間後、3回にわたり厚生年金保険被保険者の資格を喪失していること、そのうち平成13年及び14年の2回の資格喪失時においては、厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、いずれも2か月から3か月程度経過した後に国民年金への加入勧奨を受け、その後に国民年金保険料の納付を行っていることが確認でき、これらの状況は、申立期間に限らず、退職するたび、遅滞なく国民年金へ加入手続を行っていたとする申立内容とも相違する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が現年度で国民年金保険料を納付したとする申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号導入後に当たり、当時においては、既に基礎年金番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であったことから、市及び社会保険事務所において、申立人のみに対し、反復的に事務的過誤が生じた可能性は低いものと考えられる。

ほかに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年9月まで

私は、国民年金の保険料を集金で納付するようになってすぐに、集金人から付加年金の加入を勧められ、夫には悪いと思ったが自分だけ加入し、付加保険料を納めてきた。付加年金に加入した時期は昭和50年4月ごろだったと思うので、申立期間の付加保険料も納付しているはずであり、付加年金について未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びA市の国民年金被保険者台帳によると、申立人に係る付加年金の加入日については、昭和53年10月2日である旨記載されていることが確認できる上、両台帳の昭和53年度の検認記録欄には、いずれも昭和53年9月までは定額保険料の納付印、同年10月からは定額保険料及び付加保険料の納付印が確認でき、これらの記録に不自然な点はうかがえないことから、この時点で付加年金の加入申出がなされたものと推認され、付加年金は任意加入であることから、制度上、上記の加入申出がなされたものと推認される時点からさかのぼって申立期間の付加保険料を納付することはできない。

また、A市によると、付加年金に加入している場合、申立期間当時の納付書には、定額保険料と付加保険料の合計額が納付額として記載されていたとしており、同市の保険料収納事務において、定額保険料及び付加保険料の合計額が納付されたにもかかわらず、申立期間の42か月にわたり、定額保険料のみが納付済みとされることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から61年3月まで

昭和55年7月当時、私はまだ勉強中の身だったので、母親がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

結婚後に、母親から「これまでのすべての国民年金保険料を支払っているの、後は自分で支払いなさい。」と言われて国民年金手帳を渡されたため、保険料をすべて納めているものと確信していた。ところが申立期間が未納とされており、納得できない。

母親はとてもまじめできっちりとした性格だったので、未納のままにしておくことなどあり得ない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年7月ごろに申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者に係る被保険者資格の取得日から、昭和61年6月ごろと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、その状況が不明である上、申立期間の国民

保険料を納付したこと示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は69か月に及び、これほどの期間にわたって事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年1月まで

私は、昭和51年3月に会社を退職した後、2か月から3か月の間、A市の実家に両親と住んでいた。そして、その当時、父親と「20歳を過ぎているなら、国民年金に入らないといけない。」という会話をした事を覚えていることから、私の国民年金の加入手続は、恐らくそのころ、父親が行ってくれたのではないかと考えている。

また、私は、その後の国民年金保険料の納付もすべて父親に任せており、父親は、少なくともその後私が再就職するまでの間は、納付してくれていたものと思う。

父親は既に亡くなっているので当時の状況は定かではなく、今となっては手元に証拠となる物も無い。しかし、現在の納付記録では父親が私の国民年金の手続も国民年金保険料の納付も行っていなかったことになっており、納付できないので、よく調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月ごろ、申立人の父親によって申立人の国民年金の加入手続がなされたはずとしているが、申立人の加入手続時期について、申立人に係るB市の国民年金被保険者台帳を見ると、受付日欄に「61.2.26」のゴム印が確認できることに加え、現在申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄からは、61年2月26日に資格を取得している記載が確認できることから、申立人については、この日に加入手続がなされ、当該手続日をもって資格取得日としたものと推認でき、このことは、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、同年3月に払い出されている状況、及び51年当時申立人の実家があったA市において、申立人に

係る国民年金の加入事跡が確認できない状況とも整合する。この場合、申立期間は未加入期間であることから、制度上、申立期間当時に申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付することはできず、上記加入手続時点において、申立期間は、既に時効によりさかのぼって納付できない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その双方を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっており、加入手続及び保険料納付をめぐる状況は不明であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで

申立期間当時、私は大学生であり、国民年金には加入しなくてもよかったが、祖父の遺産を相続し、不動産収入があったので、昭和60年4月に母に国民年金の加入手続をしてもらったはずである。

私自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していないが、母が、口座振替で保険料を納付したこと及び私の就職の際に、国民年金手帳を私に手渡したことなどを覚えてくれている。

当時、収入があったことは、昭和62年及び63年の確定申告書（控え）が残っていることから証明でき、母も国民年金保険料の納付について証言してくれると思う。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から見て、A市B区において、平成5年5月ごろに、同年2月21日を国民年金被保険者資格の取得日として払い出されていると推認され、申立期間は国民年金の任意未加入期間であることから、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人が提出した昭和62年及び63年に係る確定申告書（控え）の社会保険料控除欄を見ても、両年ともに国民健康保険料の額のみが控除されており、国民年金保険料については、記載が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った

が、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付等に関与しておらず、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の母親も当時の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成2年3月まで
はっきりとは覚えていないが、私がまだ大学生だった昭和62年11月ごろ、父が国民年金の加入手続をしてくれたように思う。
申立期間の国民年金保険料については、父が、毎年11月から翌年10月までの期間を一括して納付してくれていた。
その後、平成2年4月から社会人となり、厚生年金保険に加入したため、元年11月からの1年分を納付した後で、2年4月から同年10月までの期間の保険料約8万円がA社会保険事務所(当時)から、私の口座に返金された記憶がある。
申立期間の国民年金保険料が納付済みと記録されていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、平成2年12月29日を国民年金被保険者資格の取得日として、4年3月5日に払い出されており、申立期間は任意未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、平成2年4月から同年10月までの国民年金保険料約8万円について、還付された記憶があると申し立てているものの、当該期間の保険料の合計額は5万8,800円であり、金額が一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った

が、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、加入手続及び保険料の納付を担っていたとする父親は現在入院中のため、陳述を得ることはできず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

平成5年4月ごろ、A市B区役所から、国民年金への加入勧奨の通知が来たが、当時は大学生であり、金銭的にも厳しかったので、父親に頼んで、免除申請の手続をしてもらったと思う。

申立期間が、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、平成15年8月30日に国民年金被保険者資格を取得するまでは、被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、免除申請手続をすることはできない。

また、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続をすることが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその父親は、国民年金保険料の免除手続後、免除申請承認通知書が届いたことはないともしている。

加えて、申立人及びその父親は、国民年金保険料の免除申請を行ったと主張するのみであり、申立期間の保険料について、免除申請手続を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 8277 (事案 5723 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年4月6日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間は85万円の報酬を受け取っており、厚生年金保険料も当該報酬に基づく額を控除されていた上、報酬額及び保険料控除額を証明できる賃金台帳も保管していたことから、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、「申立人は、A社設立時から解散時まで同社の代表取締役であり、^{そきゅう}遡及訂正は当時進められていた会社清算手続の一環として債務削減のために実施されたと考えるのが相当である。」等として、記録訂正は認められなかった。

しかし、A社の清算時には相当の資産を残しており、社会保険料等の滞納はなかった上、給与台帳及び源泉徴収票等の社会保険料控除が確認できる資料を提出しているのに申立てが認められないのは、納得できない。

前回の決定後、新たに申立期間当時のA社の債務状況が確認できる資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成9年4月6日)から12日後の同年4月18日に、申立期間について、標準報酬月額が当初59万円と記録されていたところ、遡及して20万円に引き下げられていることが確認でき、また、申立人保管の申立期間当時の賃金台帳から、遡及訂正前の標準報酬月額(59

万円)に見合う厚生年金保険料が報酬から控除されていたことが確認できるものの、i) A社に係る商業登記の記録によると、申立人は同社設立日(昭和52年10月*日)から解散(平成14年12月*日)まで同社の代表取締役であったことが確認できる。ii) 同社の任意整理時期は、申立てに係る遡及訂正処理の時期と重なっており、遡及訂正は当時進められていた会社清算手続の一環として債務削減のために実施されたと考えるのが相当である。iii) 申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として同社の清算に当たっていたことを踏まえると、社会保険事務所及び社会保険労務士が代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又、申立人の関与もなしに無断で標準報酬月額を遡及処理を行うことは考え難い等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、A社の清算手続がひっ迫した状況において行われたのではないとして、平成9年4月の給料台帳等を提出しているがB銀行C支店提出のA社に係る8年1月から9年4月までの当座預金元帳を見ると、8年12月及び9年3月の厚生年金保険料の支払が確認できないところ、当該保険料の合計額は、申立人の標準報酬月額を遡及訂正することにより生じる保険料の差額とほぼ一致することから、遡及訂正が厚生年金保険料未納額の清算のために行われた可能性は否定できない。

また、A社に係る厚生年金保険適用事業所の廃止手続を依頼された社会保険労務士は、「適用事業所廃止の手続と同時に申立人の標準報酬月額変更手続も依頼された覚えがあり、変更した等級など詳しくは覚えていないが、かなり引き下げたと思う。」と陳述していることから、申立期間の標準報酬月額を遡及訂正処理については、申立人の何らかの関与があったことがうかがえる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。
申立期間当時は 20 万円以上の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から、毎月約 20 万円以上の給与を受け取っていたと申し立てしているところ、申立人名義の預金口座の通帳の記録から、申立期間の同社からの給与振込額は、18 万円から 19 万円までであることが確認できる。

しかし、A社の元従業員(経理担当者を含む)二人は、「A社では、実際に受け取っていた給与額より低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述している。

また、申立人は、平成 5 年 6 月から雇用保険の基本手当を受給していることが雇用保険支給台帳から確認できるが、賃金日額は、「離職の日直前 6 か月の給料÷180」で計算されるところ、同支給台帳において申立人の離職時賃金日額は 7,628 円と記録されていることから、離職票における退職日直近 6 か月に係る平均の賃金月額は 22 万 8,840 円として届けられたことがうかがえるところ(22 万 8,840 円×6÷180=7,628 円)、当該賃金月額からオンライン記録で確認できる標準報酬月額(15 万円)に基づく厚生年金保険料等を控除した額は、申立人に係る預金口座の通帳の記録における給与振込額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、A社も平成10年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の申立期間における実際の給与額及び保険料控除額は確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に、^{そきゅう}遡及による減額訂正等、不自然な記録は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での被保険者資格の喪失日が平成 3 年 6 月 26 日と記録されていることが分かった。

しかし、A社が発行した退職証明書には、平成 3 年 7 月 31 日が退職日であると記載されているので、同年 8 月 1 日まで同社で厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職証明書には、平成 3 年 7 月 31 日が退職日であると記載されているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であった旨を申し立てているところ、A社は、申立人が同社で資格を喪失した日と同日の同年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない上、申立期間当時の事業主に照会を行ったが回答は得られないため、事業所等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間の始期である平成 3 年 6 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる上、同年 6 月 26 日から国民健康保険に加入していることもB市の記録で確認できる。

一方、申立人は、「C社を退職後、すぐにD社に入社し、E国にある支店でF部門の責任者として勤務していた。G社及びA社には勤務しておらず、どんな会社であるかも知らない。たぶん、社会保険をそこで加入させてもらっていたのだと思う。同社の退職証明書は、E国の支店にいきなり送られてきた。」と陳述しており、申立人に係る戸籍の附票を見ても、昭和 63 年 3 月 * 日から平成 3 年 5 月 * 日までの期間、申立人の住所地はE国内であることが確認でき

る。

なお、オンライン記録によれば、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の平成7年1月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 57 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和 54 年 3 月ごろ、師事していた者の誘いで A 社に入社してから倒産する 57 年 2 月*日までの間、B 業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、A 社で給与計算等を担当していた元従業員は、「自分は給与計算を担当していたが、申立人は社員ではなかったため、給与を支払っていない。」と陳述している。

また、申立人は、「A 社に勤務していた時は自分が師事していた者の下で、B 業務に従事しており、給与は毎月 25 日に直接同人から現金で受け取っていた。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が師事していたとする者の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「A 社では、二人の同僚と C 業務に従事していたが、当該二人は正社員として仕事をしており、私は師事していた者の指示で、B 業務を担当していた。」と陳述しているところ、当該元同僚二人のうち一人（被保険者期間は、昭和 55 年 3 月 1 日から 57 年 1 月 22 日まで。）は、「申立人のことは知っているが、A 社において、一緒に仕事をしたことはない。申立人は同社とは関係がない D 社において、申立人が師事していた者の下で勤務していたと思う。」と陳述している。なお、オンライン記録において、D 社が厚生年

金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に勤務が確認できる元従業員 13 人（元同僚 2 人を含む。）に照会し 9 人から回答を得たが、前述の元同僚及び給与計算等を担当していた元従業員を除く 7 人は、「申立人のことを知らない。」としており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 21 日から 39 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社で正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は処分しているため、保険料控除の状況等は一切不明である。」としており、申立期間当時の事業主及び給与担当者も既に死亡していること等から、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時の正社員数は50人から60人ぐらいだった。」と陳述しているところ、複数の元従業員は、「A社では、社会保険に加入することを希望しない従業員は、社会保険に加入させていなかった。」と陳述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間当時の被保険者数は最小で28人、最大でも48人であることが確認できることから、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円であるとの回答をもらった。昭和40年2月にB社に入社し、46年4月1日付けで新設されたA社に同社の責任者として出向したが、出向条件として毎月15万円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に出向した昭和46年4月から同社を退職する50年2月まで、継続して毎月15万円の給与を支給されていたのに、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることに納得できないと申し立てている。

しかし、出向先であるA社及び出向元であるB社は、いずれも昭和50年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社は、昭和46年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と同様に、同日に同社で被保険者資格を取得した者のうち、28人に照会し18人から回答を得たが、同社が社会保険事務所に実際の給与額と異なる額で届出することが有ったと回答した者及び自身の標準報酬月額が事実と相違していると回答した者はいなかった。

さらに、A社に係る申立人の被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備はなく、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から 43 年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 1 月 27 日から同年 6 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 42 年 5 月から 44 年 6 月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間②についても、申立期間当時の役員及び元従業員の陳述から判断して、申立人がA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、申立期間①の終期である昭和 43 年 10 月 1 日から申立期間②の始期である 44 年 1 月 27 日までであり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同人から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、前述の申立期間当時の役員は、「申立期間当時、健康保険被保険者証が無く、苦労したことを記憶している。会社が、社会保険事務所に納付しない申立期間の厚生年金保険料を従業員の給与から控除するようなことはなかったと思う。」と陳述している。

加えて、申立期間当時に経理を担当していたとする元従業員は、「申立期間に、雇用保険料を給与から控除していたことは記憶しているが、厚生年金保険

料の控除については記憶にない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月及び同年 7 月
ねんきん特別便により、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社の派遣社員として、B業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成 8 年 6 月 8 日から同年 7 月 31 日までA社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立人がA社と交わした申立人保管の「業務社員労働契約書」を見ると、「勤務開始の日から3か月間を試用期間とする。」との記載が確認できるところ、同社の総務担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等が残っていないので詳細は不明であるが、通常は3か月程度の試用期間があり、その間は従業員を厚生年金保険に加入させず、保険料も控除しなかったはずである。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立期間にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員に照会したところ、複数の元従業員が、「申立期間当時、3か月程度の試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨陳述しており、オンライン記録を見ても、同人たちは、自身が記憶する入社日の約3か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が作成し保管する「健康保険加入記録管理簿」を見ても、申立期間に申立人の記録は確認できず、同社の総務担当者は、「当社の健康保険加入記録管理簿に申立人の記録が無いことから、申立人から申立期間の保険料を控除したとは考え難い。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月11日から平成元年3月31日までの期間、3年12月21日から4年1月25日までの期間及び9年4月21日から同年5月20日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成元年1月12日から同年4月12日までの期間について、申立人が主張する記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月11日から平成元年3月31日まで
② 平成元年1月12日から同年4月12日まで
③ 平成3年12月21日から4年1月25日まで
④ 平成9年4月21日から同年5月20日まで

ねんきん特別便により、申立期間①、③及び④の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①については、A社（現在は、B社）で平成元年3月31日まで勤務したのに、加入記録は昭和63年12月11日までとなっている。申立期間③については、C社で平成4年1月25日まで勤務したのに、加入記録は3年12月21日までとなっている。申立期間④については、D社で9年5月20日まで勤務したのに、加入記録は同年4月21日までとなっている。申立期間①、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、C社には平成元年4月12日から勤務したのに、加入記録は同年1月12日からとされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書

を見ると、事業主は、申立人の資格喪失日を、オンライン記録どおりの昭和63年12月11日と社会保険事務所（当時）に届け出ており、備考欄には同年12月10日退職との記載も確認できる。

また、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載してあるとおり、申立人は昭和63年12月10日に当社を退職した。申立期間は勤務していないので、厚生年金保険料も控除していない。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚3人に照会し2人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人のA社における雇用保険の資格喪失日は昭和63年12月10日であり、厚生年金保険の記録と符合している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のC社における資格取得日は平成元年1月12日であるところ、申立人は、申立期間のうち、同年1月12日から同年3月31日まではA社に勤務しており、C社には同年4月12日から勤務したので、申立期間に同社で厚生年金保険に加入していることに納得できないと申し立てている。

しかし、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を見ると、事業主が申立人の資格取得日を、オンライン記録どおりの平成元年1月12日と社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

また、C社の労働者名簿でも、申立人の雇入年月日は平成元年1月12日と記載されていることが確認できるところ、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び労働者名簿のとおり、申立人は平成元年1月12日から当社に勤務していた。」と陳述している。

さらに、申立人のC社における雇用保険の資格取得日は平成元年1月12日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する記録の訂正を認めることはできない。

申立期間③については、申立人は、申立期間もC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、事業主が申立人の資格喪失日を、オンライン記録どおりの平成3年12月21日と社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

また、C社の労働者名簿でも、申立人の退職日は平成3年12月20日と記載されていることが確認できるところ、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保

険者資格喪失確認通知書及び労働者名簿のとおり、申立人は平成3年12月20日に当社を退職しており、申立期間は勤務していない。」と陳述している。

さらに、C社保管の申立人に係る平成3年11月19日付けの退職願を見ると、申立人がオンライン記録どおりの同年12月20日をもって退職を希望する旨の記載が確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立期間にC社で被保険者記録の有る元従業員5人に照会し1人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

また、申立人のC社における雇用保険の資格喪失日は平成3年12月20日であり、厚生年金保険の記録と符合している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④については、申立人は、申立期間もD社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、事業主が申立人の資格喪失日を、オンライン記録どおりの平成9年4月21日と社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

また、事業主は、「申立人は、平成9年4月21日に私の弟ともめごとを起こし、同日に退職したので、申立期間は当社に勤務していない。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚二人、及びオンライン記録において申立期間にD社で被保険者記録の有る元従業員一人に照会したが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人のD社における雇用保険の資格喪失日は平成9年4月20日であり、厚生年金保険の加入記録と符合している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 10 日から 44 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、同社で正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和 44 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、平成 17 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人の妻は、「夫がA社に入社した昭和 41 年 10 月から同社が厚生年金保険の適用事業所となった 44 年 7 月 1 日までの間も、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述しているところ、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の元従業員に照会し、10 人(申立期間当時の経理担当者を含む。)から回答を得たが、同社が適用事業所となる前も給与から厚生年金保険料が控除されていたとする者はいなかった。

加えて、申立期間当時の事業主及び申立人が自身より先にA社に入社してい

たとする同僚は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月から28年2月10日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店でC職として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も間違いなく同社B支店に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社B支店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社B支店は、昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人は、自身と同時期にA社B支店に入社したとする同僚3人の氏名を記憶しているところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、当該3人に係る記録は確認できない。

さらに、申立人が自身よりも先にA社B支店に入社していたとする同僚一人について、当該被保険者名簿を見ると、同人の資格取得日は、申立人が自身の入社日とする昭和26年1月より後の27年6月1日であることが確認できる。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る複数の元従業員に照会し、同人たちが記憶する自身の入社日と資格取得日を比較したところ、複数の者が入社日の2か月から15か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社B支店では、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがう

かがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
ねんきん特別便により、A社B支店にC職として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。昭和 61 年 7 月に同社に入社し、入社 of 1 か月後に健康保険被保険者証を使ったことも記憶しているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が、「当社の人事記録によると、申立人は昭和 61 年 7 月 16 日から当社に勤務していた。」としていることから判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月 16 日から同年 11 月 1 日までの期間も同社B支店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の総務担当者は、「申立期間当時、C職については入社後約 5 か月間を試用期間とし、その後、正式採用していた。申立人についても、申立期間は試用期間のため、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかったと思われる。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立人と同年の昭和 61 年にA社B支店で被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員に照会し、申立人と同じC職であったとする 18 人から回答を得たところ、このうち 5 人は記憶が定かでないとしているが、13 人は、「申立期間当時、入社から 3 か月から 5 か月の間は試用期間であり、試用期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨陳述しており、オンライン記録を見ても、同人たちが自身の記憶する入社日から 3 か月から 5 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、試用期間中の厚生年金保険料の控除について、当該 13 人のうち 10

人は記憶が定かでないとしているが、3人は、「厚生年金保険に加入していない試用期間中は保険料が控除されていなかったと思う。」と陳述している。

加えて、申立人は、入社1か月後に健康保険被保険者証を使ったとしているが、受診した医療機関を記憶していないため、当該医療機関に照会し同保険証の種類等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 16 日から 41 年 1 月 17 日まで
60 歳前に社会保険事務所(当時)で年金の説明を受けたときに、A社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みであることが分かった。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計 10 ページに記載されている約 100 人のうち、昭和 39 年 1 月から 43 年 12 月までの期間に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性同僚 47 人の脱退手当金支給記録を調査したところ、申立人を含め 38 人の支給記録があり、そのうち 33 名は資格喪失日から 6 か月以内に支給されており、同一支給日の受給者が多数散見される上、脱退手当金を受給している女性同僚 2 人は、「A社に脱退手当金の代理請求事務を依頼した。」旨の陳述をしていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 5 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 51 年 9 月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市に所在したB社に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。昭和 49 年 2 月から 51 年 9 月ごろまで、当時、2 人から 3 人の社員でF業務の仕事を担当していた。

申立期間当時、病院で治療を受け、健康保険被保険者証は持っていたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、昭和 49 年 3 月 1 日から 51 年 6 月 30 日まで、申立人は、B社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所台帳を調査しても、B社という名称の適用事業所は無く、類似名称の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人に該当する記録は無い。

そこで、C国民健康保険組合に照会したところ、申立期間当時、B社は、同国民健康保険組合の加入事業所であったことが確認できた。

また、D組織によると、B社は個人事業所であったと回答しており、E業は、厚生年金保険法上の非適用業種に当たる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は、同僚の名前について記憶していないため、これら同僚に事情照会することもできず、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 29 日から 53 年ごろまで

私は、A社を途中で退職することなく、昭和 53 年ごろに退職した。

しかしながら、年金事務所の記録では、厚生年金保険の資格喪失日は昭和 49 年 12 月 29 日となっている。

入社後は、退職するまで給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和 53 年ごろまで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、戸籍謄本によると、申立人は、昭和 50 年 7 月に婚姻していることが確認できるところ、A社の当時の事業主及び同年 8 月まで同社において社会保険事務を担当していた者は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の退職日及び勤務期間は不明であるが、申立人が勤務していた期間中に、結婚したり、子供が産まれた記憶はない。」と陳述しているほか、同年 8 月以降、社会保険事務を担当していた者は、「私が社会保険事務担当となった昭和 50 年 8 月の時点では、申立人は既に退職していた。また、申立人が勤務していた期間中に結婚したり、子供が産まれた記憶はない。」旨陳述している。

また、申立人を記憶しているとする複数の同僚も、「申立人の退職日については不明である。」と陳述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に資格を取得している複数の同僚からも、申立人のA社における退職日、勤務期間及び保険料控除に関する具体的な陳述は得られなかった。

一方、昭和 50 年 8 月以降、A社において社会保険事務を担当していた上記担当者は、「A社では、勤務途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる

ことはなく、退職と同時に資格を喪失させていた。この取扱いは、申立期間当時も同様であったので、申立人の退職日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致していると思う。」旨陳述している。

そこで、上記被保険者名簿から、申立期間前後に資格を取得している複数の同僚を抽出調査したところ、回答が得られた複数の同僚については、いずれも自身が記憶していた退職日と厚生年金保険の資格喪失日はほぼ一致していることが確認でき、上記の社会保険事務担当者の陳述とも符合している。

また、A社の当時の事業主及び昭和50年8月まで社会保険事務を担当していた者は、「申立人の申立期間における勤務実態が確認できないことから、厚生年金保険料の控除についても不明である。」と陳述しているほか、同年8月以降、社会保険事務を担当していた者からも、「私が社会保険事務担当者となった昭和50年8月の時点では、申立人は既に退職していたので、少なくとも同年8月以降は厚生年金保険料を控除していない。」旨の陳述が得られた。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月ごろから 57 年 3 月 10 日まで
② 昭和 61 年 5 月ごろから 62 年 2 月 2 日まで

私は、直前まで勤務していたA社を退職後すぐにB社へ入社し、申立期間①は同社で勤務していた。当時は妻と小さい子供が二人いたので入社後すぐに健康保険被保険者証をもらったと思う。

申立期間②については、私は、C社の設立にかかわっており、昭和 61 年 5 月から同社に勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）に申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月 21 日から 57 年 3 月 10 日までの期間について、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の任意適用事業所となった日は、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 57 年 3 月 10 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、B社は、平成 11 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた者は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録は見当たらないほか、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得しているほかの同

僚も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除について確認することができなかった。

一方、商業登記簿によると、B社は昭和55年4月*日に会社設立しているところ、同社の事業主は申立期間と重なる57年3月26日までの期間は、D社において被保険者記録が確認できることから、申立人も同社において厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したものの、申立人に該当する被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はC社が設立された昭和61年5月から勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社が厚生年金保険の任意適用事業所となったのは、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和62年2月2日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、C社は、「申立期間については、当社は厚生年金保険に加入していなかったため、給与から保険料控除はしていない。保険料は厚生年金保険に加入した昭和62年2月以降から控除している。」と回答しているところ、同社提出の昭和61年及び62年分の「所得税源泉徴収簿」を見ると、61年5月から62年1月までの期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 4 日から 63 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社は、父が事業主であり、昭和 54 年 8 月から平成 13 年 8 月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB組織発行のC業修了証及びA社の元従業員の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の元事業主である申立人の父は、申立期間当時の関係資料を保管していない上、同社が厚生年金保険の手続等を依頼していた者も連絡先不明であり、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 55 年 6 月 4 日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納していることが確認できるところ、申立人の母は、「申立人の妻が子供を出産した昭和 63 年*月ごろ、申立人の健康保険被保険者証と年金手帳を新たに受け取った。それ以前において、申立人は同保険証を所持していなかった。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿等の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から 61 年 1 月まで
② 昭和 62 年 2 月から 63 年 2 月まで
③ 昭和 63 年 8 月

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①はA市のB社でC職として、申立期間②はD社でE職として、申立期間③はF社でG職として勤務していた。

いずれの事業所でも正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A市にあった「B社」でC職として勤務したと主張している。

しかし、H社は、「申立期間当時、A市にはI社とJ社の拠点しかなかった。B社は、K社が平成2年にB社L支店として開設するまでは存在しなかった。」としているところ、K社も、「当社がA市にB社の支店を開設したのは平成2年5月である。」旨回答していることから、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、申立人は、同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

申立期間②については、申立人は、昭和63年2月まで、O市で、D社のE職として勤務していたと主張している。

しかし、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る20人に照会し、3人から回答を得たが、申立人と同じ勤

務地の者はおらず、また、申立人について記憶している者もないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の離職日は昭和 62 年 1 月 7 日であり、厚生年金保険の記録と符合する上、D 社が加入していた「M 厚生年金基金」における申立人の資格喪失日も同年 1 月 8 日であり、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

加えて、雇用保険の記録から、申立人は、昭和 62 年 1 月 7 日の離職後に離職票の交付を受け、同年 3 月 9 日付けで求職申込みを行い、同年 6 月 16 日から求職者給付（基本手当）を受給していることが確認できることから、申立人が申立期間に D 社で勤務していたとは考え難い。

申立期間③については、申立人は、N 市の F 社で G 職として勤務していたと主張している。

しかし、F 社は、「申立期間当時の労働者名簿等の資料は廃棄しており、申立人の勤務実態等は確認できない。」としている。

また、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員 20 人に照会し、5 人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立期間を含む昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 8 月 21 日までの期間に、F 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員 11 人の雇用保険記録を確認したところ、全員が雇用保険に加入していることが確認できるものの、申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において申立期間ごろに資格を取得している 52 人のうち 45 人は、給与計算の締め日の翌日である各月 21 日に資格を取得しているところ、F 社の現在の担当者は、「正社員の場合でも、従業員の入れ替わりが激しかったため、最初の 1 週間から 2 週間は勤務態度を見て、給与計算の締め日の翌日である各月 21 日から厚生年金保険に加入させていたと思う。」と陳述しており、元従業員 2 人も、「入社後 1 か月から 1 年間ぐらいは様子見の期間及び厚生年金保険に未加入の期間があった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 59 年 3 月 24 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)から派遣されてC社(現在は、D社)E支店で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間は、会社の用意してくれたアパートに住み込みで勤務し、F業務に従事していた。A社には、社会保険を完備しているということで入社したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月 11 日から 59 年 3 月 23 日まで、A社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の関連資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明としている。

また、D社は、「申立期間当時の社員名簿等は存在しないが、申立人が派遣社員であれば、当社では社会保険等の手続は行わない。また、申立期間当時、派遣元会社とどのような契約を結んでいたかは、資料も残っておらず不明である。」としている。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員 20 人に照会し 5 人から回答を得たが、いずれも申立人とは勤務先が異なっていたことから、申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態等は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成 2 年 7 月末に前の勤務先を退職してすぐに勤務したので、空白期間があるのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 8 月 1 日から A 社で勤務し、厚生年金保険に加入したと申し立てているが、オンライン記録によると、申立人は同年 9 月 1 日に同社で被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の A 社の経理担当者は、新卒以外の採用者については、1 か月間の試用期間経過後に社員登録及び社会保険等の加入手続を行っていたと陳述しているところ、B 社から提出された履歴カードを見ると、申立人については、平成 2 年 9 月 1 日付けで「D 職社員に任ずる。C 本店勤務を命ずる。」と発令された旨の記載が有る上、同じく同社から提出された申立人作成の同年 8 月 1 日現在の履歴書にも「平成 2 年 9 月 1 日より採用」との記述が有る。また、申立人の同社における雇用保険の被保険者資格の取得日は同年 9 月 1 日であり、上記の人事記録と一致している。

これらのことから、平成 2 年 9 月 1 日より前において申立人が同社に勤務していたとしても、試用期間であったものと推認されるどころ、前述の元経理担当者は、「試用期間中の従業員の給与から、厚生年金保険料を控除することはなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月25日から29年5月31日まで
② 昭和44年10月6日から45年7月2日まで

A社に昭和26年6月15日から29年5月31日まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない(申立期間①)。

また、B社に昭和44年10月6日から45年7月2日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない(申立期間②)。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和26年10月25日から29年5月31日までの期間もA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有する複数の同僚を抽出調査したが、申立人の申立期間における勤務実態についての陳述を得ることはできなかった。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和26年10月25日の被保険者資格の喪失に伴って、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返還されたことを表す「証返」の記載が確認できるとともに、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当た

らない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人がC市に所在していたと主張するB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、管轄法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人が申立期間においてB社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、既に死亡しており、オンライン記録によると、当該同僚は、厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間は国民年金の被保険者であったことが確認できる。

さらに、C市に類似名称の事業所が確認できたが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有する複数の者に文書照会を行ったところ、当該事業所の事業内容は申立人の陳述とは全く異なっており、同被保険者名簿には、申立人の記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月3日から32年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和31年12月3日に入社し、36年4月28日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管のA社B支店発行の辞令及び同社の人事関係資料を保管しているC社提出の『労働者名簿』に申立人の入社年月日として昭和31年12月3日との記録が有ることから、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことが確認できる。

一方、C社提出の当時の『社会保険被保険者台帳』によると、申立人の資格取得日は昭和32年1月1日と記録されているところ、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「自分は、大学を昭和31年の春に卒業してからすぐに入社したが、資格取得日は同年5月1日となっている。大学卒業後、同年4月1日から勤務したと思う。」と陳述しており、申立人と同じく入社後1か月間の空白期間がある。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同僚32人を抽出し、所在の判明した13人に文書照会し、10人から回答が得られたところ、そのうち申立人と同日付けで資格を取得している同職種の同僚は、「試用期間の有無についての説明を受けた記憶はないが、健康保険被保険者証をもったのは、入社1か月以上後であったことを記憶している。」とし、入社日から資格取得日までに約1か月の空白期間があった旨陳述している。

加えて、申立人入社翌月（昭和32年1月7日）に入社したとする申立人とは異なる職種の同僚は、「自身は入社日に資格を取得しており、空白期間は無く、試用期間はなかったと記憶しているが、A社B支店は短期間の急激な増員で、労務管理がしっかりしていなかったことを記憶している。」と陳述しているところ、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の昭和31年6月から同年12月までの7か月間に580人が資格を取得しており、短期間での増員の状況がうかがえる。

また、上記被保険者名簿において、昭和31年12月1日付けで25人、32年1月1日付けで申立人を含め34人が資格を取得していることが確認できるものの、31年12月については、同年12月1日付け以外の資格取得者はいないことから、A社B支店は、同年12月2日以降の月途中で採用した者については、翌月1日付けでまとめて資格を取得させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、A社については、厚生年金保険の適用事業所として、申立人が昭和32年1月1日に資格を取得している上記の同社B支店のほかに、同社D支店もあることから、当該同社D支店についても調査したものの、申立期間は、まだ適用事業所となっておらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る記録は見当たらない。

加えて、A社B支店は、平成元年2月1日に適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無い上、記録に遡^{そく}及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月 30 日から 23 年 8 月 1 日まで
② 昭和 24 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 11 月 21 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 3 年 4 月末日に定年退職するまで同じ部署（A 社 C 支店 D 部門）に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社 C 支店に勤務していた期間のうち、昭和 21 年 4 月 30 日から 23 年 8 月 1 日までの期間（申立期間①）及び 24 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚から提出された社史には、A 社 C 支店は、昭和 21 年 5 月 1 日から 27 年 1 月 31 日までの期間において進駐軍に接收されていた旨の記事が確認できるところ、複数の同僚は、「A 社 C 支店は、進駐軍に接收されたため、昭和 21 年 5 月から閉鎖し、接收が解除された 27 年 2 月 1 日に再開業した。」旨陳述していることから、同支店の建物は 21 年 5 月 1 日から 27 年 1 月 31 日までの期間において進駐軍の管理下にあったことが推認できる。

一方、申立人提出の E 社の O B 名簿及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同社在籍が確認できる複数の同僚は、「申立人は、A 社 C 支店が進駐軍に接收されていた期間も、同支店の D 部門で業務に従事していた。」旨陳述している。

しかし、進駐軍施設に勤務する日本人従業員（以下「進駐軍労務者」という。）については、当初、厚生年金保険法の適用はされていなかったが、昭和 23 年 7 月の同法改正により、24 年 4 月 1 日から「国の事務所」に使用される者と

して適用を受けることとされており、申立人は、F県内の進駐軍労務者の労務管理を行うG渉外労務管理事務所が適用事業所となった同年4月1日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、A社に係る上記被保険者名簿から、同社C支店の接收期間の前後の期間も含めて同社に継続して在籍していたことが確認できる複数の同僚は、「A社C支店が進駐軍に接收されている期間には、同社C支店の従業員は、同社本社及び同社他支店に異動して勤務していた。同社C支店の建物に出入りすることはできなかった。」旨陳述している。

これらのことから、進駐軍によるA社C支店の接收期間において、申立人を含む同社C支店の建物に勤務していた従業員は、国の雇用人としての身分を有する進駐軍労務者であり、同社の従業員としては厚生年金保険に加入していなかったことが推定できる。

他方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人は、昭和23年8月1日から24年3月1日まで「H事業所」での被保険者資格を取得していることが確認できるものの、厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同日の23年8月1日に同事業所での被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は、昭和22年9月ごろからA社C支店の建物内に勤務していたが、社会保険関係のことは分からない。」旨陳述している。また、厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同様に、21年4月30日にA社での被保険者資格を喪失後、23年8月1日に同事業所での被保険者資格を取得し、24年3月1日に資格喪失後、同年4月1日にG渉外労務管理事務所での被保険者資格を取得していることが確認できた同僚は、既に死亡しているため、H事業所での厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

さらに、B社は、「E社は倒産している上、同社に係る申立期間当時の資料も残存しておらず、申立期間当時のことは全く不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における雇用実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 38 年 10 月 9 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号1番から195番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たして資格を喪失した女性18人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は10人であり、そのうち8人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に対しては、申立期間後に勤務したB社及びC社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間に係る脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続が行われたものと考えられるところ、申立人が通算年金制度を了解した上で脱退手当金を請求したことを示す通算年金制度に関する説明文付きの書面が確認できる上、申立人が4年半以上（55か月）にも及ぶ申立期間の請求を失念するとは考え難いことから、申立期間に係る脱退手当金は既に支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和39年4月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月20日から32年12月21日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当該申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

一方、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年3月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性38人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は28人であり、うち26人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、当該同僚の1人は、「会社が脱退手当金の請求手続を行っていた。」旨陳述しているほか、同一支給日の受給者が散見されることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことか

ら、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 2 日から 4 年 4 月 21 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、年金事務所の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、「平成 3 年分 給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」の欄に計上された金額は、A社での給与から控除されていた保険料だと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社発行の「平成 3 年分 給与所得の源泉徴収票」から、退職時期は特定できないものの、申立人は、平成 3 年 8 月から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所(当時)に適用事業所としての記録は無く、同社の事業主は、「当社は、個人経営の小規模事業所であり、会社設立から現在に至るまで厚生年金保険にも雇用保険にも加入していないので、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

また、「平成 3 年分 給与所得の源泉徴収票」の「摘要」欄には、当該源泉徴収票の「社会保険料等の金額」の欄に計上された金額について、申立人が申立期間直前の平成 3 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失したB社での同年中に支給された給与から控除された社会保険料等の額であることを示す記載が確認できる上、当該社会保険料等の金額は、同社での標準報酬月額に基づく 2 年 12 月から 3 年 7 月までの社会保険料等の合計額とおおむね符合する。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、平成9年10月1日から10年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が、それまでの標準報酬月額の半額以下に減額された記録となっている。
しかし、私は、B職としてA社に勤務しており、給与が減額されたことはなかったため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てしているところ、同社C支店長であったとする同僚の陳述から判断すると、申立人の給与は年俸制であり、申立期間の報酬月額が従前の半額以下に減額となるようなことはなかったことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成17年7月1日に適用事業所ではなくなっており、事業主並びに同社の給与関係事務及び社会保険事務の担当者とされる同僚に照会したものの、回答が得られなかった上、同社の当時の総務部長であったとする同僚及び同社支店長であったとする上記同僚は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の状況は分からない。」旨陳述しているため、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正処理や遡及減額処理などの不自然な処理が行われた形跡は認められない上、申立人と同様に、平成9年6月にA社での厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定時に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる複数の者に照会したものの、回答が得られた4人は、「申

立期間当時の報酬月額及び保険料控除額のこととは分からない。」旨陳述している。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月 1 日から 57 年 7 月 1 日まで
② 昭和 59 年 11 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 7 月に A 社に入社し、その後、同社は、B 社に社名変更後、さらに、C 社に社名変更したが、57 年 6 月まで当該事業所に勤務していた（申立期間①）。また、私は、59 年 11 月から 60 年末まで D 社に勤務していた（申立期間②）。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする A 社、B 社及び C 社は、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての記録は無い。

また、A 社及び C 社については、申立人が記憶する各事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない上、B 社については、商業登記の記録が確認できるものの、当該商業登記簿において、申立人が申し立てている商号変更の履歴は無いこと、同社は、申立期間①の期間内の昭和 56 年 1 月 * 日に E 市に移転したことが確認できるが、申立人は、移転に関する記憶はない旨陳述していること及び役員欄に氏名が確認できる者は、「申立人のことは知らない。」旨陳述していることから、同社が申立人が勤務していたとする事業所であるかどうかを確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①に勤務していた事業所の同僚の名字しか記憶しておらず、当該同僚の所在は不明であるため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の同社在籍が確認できる複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、F業務従事者として同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、D社の社会保険事務担当者を含む複数の同僚は、「D社では、F業務従事者を入社と同時に社会保険に加入させておらず、入社から一定期間経過後に加入手続を行っていた。」旨陳述している上、同事務担当者は、「入社後、社会保険に加入させるまでの期間は、個人ごとに異なっており、社長の指示により加入手続を行っていた。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に社会保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、D社は、平成9年12月31日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の同社の事業主に照会したものの、回答が得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 5 月 10 日まで
② 昭和 63 年 11 月 15 日から平成元年 6 月 1 日まで
③ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 1 月 21 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間の一部(申立期間①)、B社に勤務した期間の一部(申立期間②)及びC社に勤務した期間の一部(申立期間③)が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主の陳述から、申立人は、申立期間に同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、A社に係るオンライン記録に氏名が確認でき、申立人と同職種とする同僚は、「私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日から3か月後となっている。」旨陳述している上、同社の社会保険事務を担当していたとする同社関連会社(A社と同社関連会社の事業主は、同一人。)の事務担当者は、「A社では、3か月間の試用期間があり、当該期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていた。厚生年金保険に加入していない期間の給与から保険料を控除することはない。」旨陳述している。

また、A社の事業主は、「私自身が経理事務の最終チェックを行っており、厚生年金保険に加入していない従業員の保険料を誤って控除していたのであれば、当社での被保険者数は少人数であることから、従業員からの保険料控除総額と納入告知額とが相違していることに気が付くはずである。」旨陳述している。

さらに、A社に係るオンライン記録には、申立期間①における健康保険の整

理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、当該記録に不自然さは見られない上、同社の関連会社に係るオンライン記録にも、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社の事業主の陳述から、申立人は、申立期間に同社に在籍していたことが認められる。

しかし、オンライン記録から、B社は、平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同社は、申立期間②において適用事業所とはなっていない。

また、B社に係るオンライン記録から、申立人と同様に、同社が適用事業所となった平成元年6月1日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる事業主は、「従業員数が5人になったので、平成元年6月1日から適用事業所となる手続を行った。当時の賃金台帳等は見当たらないが、厚生年金保険に加入する前に給与から保険料を控除することはない。」旨陳述している上、同社に係るオンライン記録から、同日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「被保険者資格を取得するまでの期間の保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

申立期間③について、申立人が、C社の同僚として名前を挙げ、同社に係るオンライン記録に氏名が確認できる同僚の陳述等から、申立人は、申立期間に同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、C社に係るオンライン記録に氏名が確認できる同僚二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社日から3か月後及び5か月後となっていることが、当該同僚の陳述及びオンライン記録から確認できるところ、当該同僚は、「C社では、試用期間があり、当該期間経過後に健康保険被保険者証を受領した。また、同社の顧問税理士から、試用期間中には、厚生年金保険に加入していないことを聞いた。」旨陳述している。

さらに、C社の社会保険及び経理事務を担当していた会計事務所は、「原則、3か月間の試用期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていることを入社時に説明していた。試用期間中の給料から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しているところ、上記同僚の一人が提出した給与明細書を見ると、厚生年金保険に未加入となっている期間の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、C社は、平成14年3月6日に適用事業所ではなくなっており、事業主に対し、文書照会を行ったものの、回答が得られなかったため、同社から申立期間③における申立人の厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、C社に係るオンライン記録には、申立期間③における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、当該記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が過去に読み方を間違えられたとする氏名を含め、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 15 年 4 月から 20 年 8 月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 18 年 4 月 1 日に資格を取得し、20 年 9 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる。

しかし、申立期間は、厚生年金保険の前身である労働者年金保険法が施行されていた期間であり、被保険者の対象は、男子の肉体労働者に限られていたところ、申立人は、「A社B支店では、事務系の従業員としてC業務に従事しており、当時着用していた作業帽には、一般事務係であることを示す印が入っていた。」と陳述している。

また、上記の被保険者名簿を見ると、申立人記載欄には、事務系労働者であることを示す「甲」の文字が押印されていることが確認できる。

さらに、申立人がA社B支店で一緒に勤務し、同じC業務に従事していたとする同僚5人は、上記の被保険者名簿において、いずれも申立人と同様に「甲」の文字が押印されており、申立期間における労働者年金保険被保険者記録は見当たらない。

これらのことから、申立期間当時、申立人は、労働者年金保険被保険者の対象となる肉体労働者ではなかったため、健康保険にのみ加入していたと考えられる。

加えて、申立人が記憶する同僚 11 人（上記の 5 人を含む）は、いずれも所在不明であるほか、A社B支店は、昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらないため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和20年4月から同年10月ごろまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和20年5月1日、資格喪失日は同年9月6日と記載されていることが確認できる。

しかし、上記の被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険記号番号の記載欄には斜線が引かれ、同記号番号は記載されておらず、健康保険整理番号のみが記載されているところ、日本年金機構は、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載状況から、申立期間当時、A社B支店では、健康保険のみが適用されていたと考えられる。」と陳述している。

また、上記の被保険者名簿に記載されている被保険者の大部分が申立人と同様に厚生年金保険記号番号の記載欄には斜線が引かれ、同記号番号は記載されておらず、健康保険整理番号のみが記載されており、同名簿から抽出した37人は、いずれもオンライン記録において、A社B支店での厚生年金保険被保険者記録は見当たらないほか、所在も確認できないため、これらの者から、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社が名称変更したC社は、申立期間の賃金台帳等の資料を保管していないため、同社から、当該期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人が記憶する同僚は、昭和 20 年 9 月 6 日に A 社 B 支店において資格を取得しているが、同人は既に死亡しているため、同人からも、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 6 日から 12 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。同社では、20 万円以上の給与が支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員のうち、自身の給与額を記憶しているとする二人は、「自身の標準報酬月額の記録は、実際の給与支給額とほぼ一致しており、標準報酬月額の記録に不審な点はない。」旨陳述している。

また、A社の事業を継承するB社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の保険料控除の状況は不明である。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人及び申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員には、いずれも、標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（20 万円以上）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。同社では、25 万円以上の給与が支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員のうち、自身の給与額を記憶しているとする二人は、「自身の標準報酬月額の記録は、実際の給与支給額とほぼ一致しており、標準報酬月額の記録に不審な点はない。」旨陳述している。

また、A社の事業を継承するB社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の保険料控除の状況は不明である。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人及び申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員には、いずれも、標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（25 万円以上）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 21 日から 54 年 12 月 11 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、事業所名称をはっきりと覚えていないが、A社又はB社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 51 年 12 月から 54 年 12 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「時期は覚えていないが、申立人は当社で勤務していた。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務したことが認められる。

しかし、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、上記の元事業主は、「申立期間当時の資料は保管していないが、申立人が勤務したA社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。」と陳述している。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、同僚から、申立人の保険料控除の状況を確認できない。

加えて、オンライン記録において、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 17 年 5 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、30 万円の給与を支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、元従業員二人から提出された申立期間の一部の給与明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額に相当する控除額が記載されていることが確認できる。

また、申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員 30 人に照会したところ、14 人から回答が有り、このうち自身の給与額を記憶しているとする 7 人は、いずれも、「給与額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致している。」旨陳述している。

さらに、A社は、平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会を行ったが、回答は得られず、同社の事業を継承するB社に照会しても、「申立期間当時の資料は保管していないため、保険料控除の状況は不明である。」との回答があったほか、申立期間当時の総務担当役員も、「申立人の申立期間における保険料控除の状況は不明である。」と陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に係る記録がさか

のぼって訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。